

巻頭言：次世代のエネルギー・環境協力に向けて

J+C ECONOMIC JOURNAL

グローバルな視点にたつ日中ビジネス情報誌

令和元年6月25日発行/毎月1回25日発行
7月号(No.306)

JULY
2019
No.306

7

日中経協ジャーナル

<http://www.jc-web.or.jp>



SPECIAL REPORT

日中第三国市場協力の 展望と中国の 「一帯一路」国際協力

FOCUS：米中対立と中国外交

省エネ・環境コーナー：中国における電炉製鉄所の環境問題

TOPICS：ダイナミックな成長を遂げる中国生命保険市場

—世界が注目、プラットフォーマーによる新たな保障プランの提供

中国ビジネス Q&A：米中貿易摩擦への対処・整備進む中国知的財産法制



表紙写真：第1回・第2回「一带一路」国際協力サミットフォーラムと第1回第三国市場協力フォーラムの開催地・北京市の長安街二環交差。「一带一路」構想や「第三国市場協力」も、この交差のように日中双方の関係者が歩み寄り、交わり、新たな道を歩んでいくことが望まれる。(日中経済協会撮影)

1 巻頭言

次世代のエネルギー・環境協力に向けて

■渡 文明 一般財団法人日中経済協会 副会長、JXTG ホールディングス株式会社 名誉顧問

2 FOCUS

米中対立と中国外交

■川島 真 東京大学 大学院総合文化研究科 教授

SPECIAL REPORT

日中第三国市場協力の展望と中国の「一带一路」国際協力

6 中国「一带一路」構想と日本の第三国市場協力

■伊藤季代子 一般財団法人日中経済協会 調査部 主査
■藏田大輔 同 主任

10 「一带一路」による中国対外直接投資の新展開と中外企業提携拡大への展望

■邵永裕 株式会社みずほ銀行中国営業推進部 調査役、学術博士

14 日中企業の第三国での協業ビジネスモデルの分析

■小山雅久 三菱商事株式会社 地域統括部グローバル調査チーム 中国特命担当

18 ユーラシア地域輸送インフラと日中協力

■徐一睿 専修大学 経済学部 准教授

22 省エネ・環境コーナー

中国における電炉製鉄所の環境問題

■中山道夫 一般社団法人日本工業炉協会 技術顧問

26 TOPICS

ダイナミックな成長を遂げる中国生命保険市場 —世界が注目、プラットフォーマーによる新たな保障プランの提供

■片山ゆき 株式会社ニッセイ基礎研究所 保険研究部 准主任研究員

30 中国ビジネス Q&A

米中貿易摩擦への対処・整備進む中国知的財産法制

■中島 敏 中島敏法律特許事務所 弁護士・弁理士

32 情報クリップ

景俊海・吉林省省長との夕食懇談会

重慶市と当協会が「重慶 - 日本経済交流懇談会」を開催 ほか

次世代のエネルギー・環境 協力に向けて



一般財団法人日中経済協会 副会長
JXTG ホールディングス株式会社
名誉顧問

渡 文明

日 中関係がまだ難しい時期にあった2014年4月、私は、エネルギー・環境分野における日中協力が重要であることを本誌巻頭言の中で申し上げました。「高度成長期以降、環境汚染

対策や省エネ努力を通じて蓄積されたわが国の技術・ノウハウが、資源節約と環境保全に取り組み始めた中国にとって必ず役に立つ」というものです。

実際、その年の年末に2年ぶりに開催された「第8回日中省エネルギー・環境総合フォーラム」に当時の張富士夫会長の名代として参加した折、国家発展改革委員会や商務部の幹部の方々からも、わが国に対する期待が相次いで表明されたことを記憶しています。

あれから5年、エネルギー・環境分野は日中経済交流のメインストリームであり続けていますが、時代とともにその中身は大きく変わりつつあります。

パリ協定や国連が掲げるSDGsの実現が国際的なコンセンサスとなる中、「脱炭素化への挑戦」が世界の潮流となりつつあります。こうした中、わが国で有望なクリーンエネルギーと目されているものの一つが、早い段階からその開発と普及が進められてきた「水素を利用した燃料電池」です。17年12月、政府は「水素基本戦略」を決定し、カーボンフリーな水素供給と幅広い分野での水素利活用を通じて、CO₂排出量削減に貢献する姿勢を表

明しました。この方針はわが国の気候変動対策の長期戦略にも受け継がれており、水素社会実現に向けた官民の努力が進められています。

中国でも近年、とりわけ李克強総理がトヨタ自動車北海道の工場を視察された18年5月以降、水素への関心が高まっています。北京や上海をはじめ大都市を中心に燃料電池バスが投入され、水素・燃料電池産業の集積も進められていますが、技術に関しては、いまだわが国企業への期待が大きいとも聞いています。

他方、中国には社会実装の速さがあります。緩やかな規制の下で新しい技術の導入を促し、試行錯誤を繰り返しながら優れたビジネスモデルを生み出していく仕組みは、エネルギー分野でも発揮されるはずであり、わが国にとって学ぶべき所が多いのではないのでしょうか。

パリ協定に基づく対策を強力に進めるためには、様々な国・企業による協働と、イノベーションの創出が不可欠です。また、今日の日中経済協力では、互いの優位性を活かしつつより良いものを創り上げ、その成果を第三国に広げていくことが求められています。私は、水素がいずれの要請にも応えるものと確信しておりますので、今後、エネルギー・環境分野における日中協力の柱に育つよう、取り組んでまいります。

FOCUS

米中対立と中国外交

●川島 真

東京大学 大学院総合文化研究科 教授

米中対立は単なる貿易や関税をめぐる問題ではない。その背景には歴史的な覇権をめぐる問題がある。米国の厳しい対中姿勢は、包括的であり、また超党派的であり、そして制度的、さらに長期的なものだろう。さらには米国以外へと拡大していく可能性もある。米国の中には技術面でのディカップリングを望む方向性もあるが、安保は米国、経済は中国というわけにはいかない。そうした中で、中国と強いサプライチェーンを有する日本は、技術をめぐりどう対応すべきか。

中国から見た米中対立

中国の目線に立てば、近代以来の不当な扱いから脱して、ようやく中国が本来の姿を取り戻すのが21世紀だということだったのだろう。歴史が実際にどうであったかは横に置き、中国の一般的な理解ではアヘン戦争以来、中国は欧米や日本という列強からの侵略を受け、また国内では国家建設が十分に進まず、第二次世界大戦を経てようやく独立と一定程度の統一を勝ち取ったということだろう。その後、大躍進や文化大革命で足踏みしたが、鄧小平の改革開放以後に順調な経済発展を遂げ、世界第2位

の経済大国へと躍進し、軍事力も世界第3位となった。そのGDPはもはや日本の3倍前後になっている。ようやく米国の背中が見えた、ということであろう。

その中国の「本来の姿」としては、18世紀の中国の姿が想起されることが多い。清王朝の乾隆帝の時期、中国の人口は3億に達したが、GDPも世界の3分の1程度を占めたという推計もある。この推計の真偽には議論があるが、中国の首脳陣がこの推計に言及することもあるほどだ。国土の統一も、香港、マカオを終え、残るは台湾だけとなった。この「本来の姿」もそれが歴史的に本当の本来の姿かどうか議論があるが、中

国の人々にとってはそのような姿が脳裏に描かれることが多いようである。

そして、「屈辱の近代」を脱して、ようやく本来の姿を取り戻せるという自信をもったものの、中国には大きな問題がある。それは人口問題である。既に生産労働人口は減少をはじめているが、2020年代半ばから30年代にかけて高齢化が一層進むことになる。一人っ子世代が50歳を超えてくるのが30年代初頭だ。中国は一人っ子政策を採ったために、一人当たりGDPが1万ドルに至らない状態で、生産労働人口が減少するという事態に直面することになったのである。そうした意味では、中国にじつくりと自らの成長を愉しむ時間はあ

まり残されていない。一種の焦燥感があったということだろう。

中国にとってこの人口問題に対処する具体的な方法としては、一人っ子政策の廃止、外国人労働者の活用、そして単純労働などを自動化する上でのAIなどの技術革新がある。だが、一人っ子政策をやめても人口動態に大きな変化はなく、外国人労働者は社会管理の側面から増やせず、最終的に技術革新を重視することになった。技術革新は、中国が米国に追いつく上で重要であるが、同時に中国の国家目標を達成する上でも重要だということになる。

中国と世界秩序

中国が本来の姿に戻ろうとする姿





19年5月、令和最初の国賓としてトランプ大統領が来日し、記者会見した迎賓館赤坂離宮

や、それに関わる一種の焦燥感、また次世代の技術革新を推し進めている状態を、米国が感じ取るのには一定の時間がかかった。中国が米国に挑戦しようとしていること、また米国を中心とする国際秩序に中国が挑戦しようとしているのか否か、という点についての米国の判断はおそらく日本のそれよりも敏感ではなかったといえるだろう。

16年に南シナ海問題をめぐる常設仲裁裁判所の裁決が出された時、中国はその裁決に批判的な姿勢を示した。その時、オバマ政権のライス大統領補佐官が訪中して習近平国家主席と会談した。ライス補佐官に対して習主席は、国際秩序に挑戦する意思などないこと、米中が相互に核心的利益を尊重し合うことなどを述べた。ライス補佐官はこれを聞いて安心しただろう。しかし、同じ年、傅瑩全人代外交委員長がチャタムハウスで行った演説は事実上、その習近平の言葉の意味を解説している。傅氏によれば、世界には米国の主導する三つの秩序、すなわち米国と同盟国の安全保障体制、米国の生み出した価値観、そして国連とその下部組織があるが、中国が従うのは第三、つまり国連とその下部組織だけだ、というのである。中国が世界秩序に挑戦しないといったとしても、それを何を意味するのか、吟味が必要なのである。

そして、17年秋の第十九回党大会で、習近平国家主席は中国の将来像を示した。ここでは49年に米国に追いつくとし、国際関係についても新型国際関係という考え方を提起した。それは、民主主義を媒介とせず、経済を

米国の中国批判

係性に基づく国際関係であった。この習近平演説は米国を刺激したのと思われる。18年に入ると、習近平政権は憲法を改正して国家主席の任期の延長を可能にした。民主主義国では、独裁国家は権威主義体制となり、やがて民主化していくと見る向きが強い。習近平政権はこのような「常識」が当てはまらないということ、世界は見せつけられたわけである。18年を通じて、米国では対中批判が一層強まってきたのである。

18年、米国の対中観は大きく変化した。確かにオバマ政権後半期からそうした変化はあったが、それが明らかに現れたのである。それは決してトランプ大統領個人の資質にのみ求められるものではなく、民主、共和の両党、官僚、政治家、あるいはシンクタンクの人々も総じて中国への批判を強めている。そのような雰囲気を集約したのが、18年10月のハドソン研究所におけるペンス副大統領演説だった。その批判の矛先は、民主主義、サイバー、テクノロジー、軍事、人権、経済など多様な分野にわたる。米国政府は、それぞれの部局がそれ

ぞれの管轄において中国への批判的姿勢を強め、具体的な措置を講じている。ファーウェイの案件はその一事例に過ぎない。

米国の中国批判が党派を超えたもので、内容が総合的であることは確かだが、重要な点は米政府がテクノロジーに注目している点だ。5Gをはじめとした次世代の技術革新は、米国にとつては脅威だ。技術革新は世界の覇権交代に結び付く面がある。世界史をひもとけば、産業革命の結果生み出された蒸気機関によって、英国は経済力をつけ、またそれが軍事力の向上にも結び付いた。それ以後の二百年前後、基本的にソ連を含む先進国が世界の技術革新を主導してきたのである。それは、単に技術面だけでなく、経済や政治、軍事などに結び付いていた。では、中国が次世代の技術革新を主導した場合、どうなるのだろうか。米国はもとより、西側諸国の有する優位性が崩れるのではないか。そして、中国がそれを主導するとすれば、国際秩序全体の変化にもつながるといふ漠然とした不安感が、この推論の当否は別としてワシントンにはあるのであろう。

こうしたこともあり、米国の対中

批判は深刻になり、また長期化し、さらにテクノロジーの問題を中心に、ファイブアイズはもとよりドイツや日本などの同盟国にも同様に中国との関係性を抑制するような要請をしてくるものと考えられる。つまり、米国の対中批判は、超党派的、包括的、長期的であるだけでなく、拡大性も有している、と思われる。これは中国から見れば大きな問題である。

中国の対米政策

中国から見れば、18年は対外政策の面で受難の年であった。米中関係の悪化のみならず、一带一路の面でも国際的に批判が多くなされるようになった。特にベンス副大統領の批判、あるいは司法や行政による実質的な制裁は中国経済にとつても大きな打撃になる。習近平政権は、18年6月の中央外事工作会議で、対外政策の面で米国を主要な対象として設定しつつ、また外交に大きいも小さいもなといったような言葉をのべ、全方位外交を展開することとした。中印関係の緊密化、日中関係改善、また19年3月のイタリヤへの接近などはこの方針の下に策定されたものと理解できる。

対米交渉という面では、当初米国と対峙する姿勢を示したものの、10月のベンス演説以降、比較的態度を軟化させ、さらに貿易や関税、知的財産などの面で数値目標を出して行くトランプ大統領を交渉相手に見定めようにも見える。中国はトランプ大統領との交渉が妥結すれば、米中関係は安定するものと見ているようでもある。実際には、司法や政府の諸部局、そして議会などがそれぞれ対中措置を行っているので、経済や貿易をめぐる交渉が妥結しても波状的に中国に要求がなされ、また様々な措置がなされる。中国がトランプ大統領との交渉を過度に重視すれば、米中関係がさらに不安定化する可能性もある。

だが、中国から見て「都合のいい」米国を見ようとするのも理解はできるだろう。それは対中政策の面でも米国の多様性に由来する。確かに米国では総じて中国に厳しい姿勢をとろうとしているが、それが何を意味しているのかという解釈については多様性がある。新冷戦とかディカップリングと考える向きもあれば、エンゲージ政策の終焉だという人もいる。中にはエンゲージを強化して継続すべきと見る人もいる。だが、こうした

「解釈」からトランプ大統領は比較的無縁だ。そうした意味でも、中国にとつてはトランプ大統領がむしろやりやすい相手に見えたのかもしれない。しかし、昨今のハノイ米朝会談でトランプ大統領がデイルに感じないケースもあることが明確になった。中国としては劉鶴國務院副総理らが中心となつて、様々な可能性を想定しながら対応しなければならなくなるだろう。

一带一路の直面する課題

一带一路は、習近平政権の独自の政策のように言われるが、胡錦濤政権からの連続性の下でも理解可能だ。すなわち、胡錦濤政権の周辺外交の集合体、あるいは様々に行われていたプロジェクトを束ねることでそれを「一带一路」だと銘打つたものだと理解できる。だが、胡錦濤政権と習近平政権が異なるのは、意図的に国際公共財を提供しようとし、またアジア新安全保障観のように新たな地域秩序像を提供しようとしている点などにある。

中国は、17年秋の党大会で明確に一带一路を新型国際関係の実験場と位置付けた。この実験に参加する国

は増加傾向にあり、ユーラシア、アフリカ、太平洋、あるいはさらに広い地域でのインフラ建設に貢献している。これらのプロジェクトには、中国の政治や軍事面での意図が含まれており、また債務の罠の問題があるなど、多くの批判を受けている。だが、それによつて一带一路が失速するというのでもなからう。中国のパワーは、経済力がその政治力や軍事力よりも優位にある。それだけに、一般に遠くに行くほど経済力だけが際立ち、経済の後から政治や軍事がついてくる。それだけに中国から遠いところでは、中国への軍事的警戒心は薄れ、ビジネスチャンスとして歓迎される面がある。また、債務の罠などの問題について、それには、中国の国内世論への対応という面もあるし、他方で一部の途上国は十分にそれを認識しつつも中国の資金に頼らざるを得ない面がある。国家建設上、資金が必要であり、中国以外にそれだけの資金を提供してくれる国がないからだ。そして、しばしば問題になるデジタル監視システムの輸出も、確かに民主主義の脅威となるものの、それを歓迎する途上国もある。このシステムを導入することで治安問題が改善されたというのがその理由だ。

目下、一帯一路については、先進国などから原理原則的な批判を受けているものの、マレーシアやポーランドなどの中所得国からは中国の都合ではなく、自らの国家建設に合わせた関わり方をして欲しいとの要望が出されている。他方、低所得国からはその資金力は極めて魅力的なものとして受け止められている。そうした意味では、中国のこの政策は低所得国では「成功」しているかもしれないが、中所得国相手にはやや苦しんでいる、ということになる。そのため日本との第三国協力が必要だったという側面もある。なお、中国政府が直面する一帯一路関連の大きな問題は、国内からの反発である。なぜこれほどの資金をアフリカなどといった地域に提供するのか。そういった声が国内から多く出されている。経済が厳しいだけに、そのような要求が出されるのである。中国政府は、一帯一路が国内経済問題の解決に役立つっていると説明しながら政策を推し進めなければならないだろう。

国内政治の直面する課題

このような対米関係の悪化は、習近平政権の国内での威信にも結び付

く。中央政府や党中央は自らの威信強化に躍起になり、党員に対しても「正しい」忠誠心を要求するようになった。たとえ習近平が党中央での権力闘争に勝利し、圧倒的なパワーを握ったとしても、社会の側、あるいは地方の側がついてこなければ中国での正当性は担保できない。むしろ反腐敗であるとか、デジタル監視などによって従来よりもはるかに忠誠心を獲得する手段は増しているし、精緻になつているのだが、それだけ面従腹背、あるいはサボターージュ的な動きが顕著に見られるようになっていく。

また、株価が下がるなど国内経済の失速が見られ始め、19年3月の全国人民代表大会での政府工作報告でも失業率を上方修正したほどである。政府としてはいかに雇用を創出するのが争点になる。経済動向は共産党の統治の正当性を支える主要な要素である。景況感はその地域によって異なる面があるが、19年の経済運営は相当に厳しくなると予測されている。経済改革を行いながら景気回復を図るのは日本の例を見れば明らかのように相当に難しい。中国の場合、イノベーション領域でのスタートアップに自由な空間を担保し、民間活力を利用しようとするが、百度

(バイドゥ)、アリババ、テンセントの国有化論に見られるように、成長した民間企業を国家や党が取り込むことが視野に入れられているなどとされる。とかく話題になるファーウェイは、全国人民代表大会や政治協商会議に代表を出さないなどして政府や党と距離をとろうとするが、果たしてどこまでそれが可能か要観察である。この民間活力を中国がどの程度生かしているのかということは中国経済の今後を占う上でとても重要



中国共産党や中国政府が抱える大きな難題は、さらに難易度が上がっている

なことになる。

そして、財政も大きな問題だ。政府は二面でも減税政策を実施して国内消費の拡大を目指す。同時に高齢化社会の進展によって社会保障関連支出も増大しており、財源の確保が求められる。目下、豊かな省に貧しい省を支援させるなどしているが、地方から中央政府に対する不満も出ている。中国の国防費も経済成長率に合わせて上昇させてきた面があるので、中国の国防費は対GDP比1%台半ばに抑制されてきたが、経済成長率が下がってきたことで、国防費の対GDP比は上昇に転じていくことになる。これは周辺国からすれば脅威となりえる。

人口問題という来るべき大きな壁を乗り越える施策を打ち出しつつ、中国共産党の一方独裁を維持し、同時に国際社会での地位向上を図る、というのが目下の中国政府が抱えている課題だ。対外政策もまた、そのための手段だということになる。だが、おそらく中国共産党や中国政府が理解している通り、もともとこれは大きな難題であり、米国との対立でさらに難易度が上がったということになるだろう。

(4月5日記す)

JC

中国「一帯一路」構想と日本の第三国市場協力

伊藤季代子 一般財団法人日中経済協会 調査部 主査
 藏田 大輔 同 調査部 主任

かつて東洋と西洋は陸と海のシルクロードでつながり、交易が活発に行われていた。シルクロード沿線各地にはその痕跡を今に残している。そして、現在、このシルクロードに再び世界からの注目が集まっている。主役は世界第2位の経済大国となった中国が進める政策、「一帯一路」構想である。本稿では、同構想の今をレビューした上で、日本はこの構想にどう向き合っていくのかについて論じたい。

「一帯一路」構想のレビュー(回顧)

2013年の習近平国家主席の提唱によって始まった「一帯一路」構想(以下、「構想」)は既に6年の時間が経過した。構想そのものの理念である参加国・地域が共に発展するという考えは素晴らしいが、構想を実際に運用・運営するにあたっては課題(後述)も多くみられ、当初は日本をはじめ具体的な参加には慎重論も見られた。そうした中、中国政府は構想の進展を加速するため、17年5月に北京で第1回「一帯一路」国際協力ハイレベルフォーラム^{注1}を開催した。同フォーラムでは多くの首脳級を含む参加国や国際機関が出席し、国内外に構想の現状と今後の見通しをアピールした。日本からも二階俊博自民党幹事長や松村祥史経済産業副大臣(当時)らが出席するなど一定の積極性を見せた。

構想の現状―第2回ハイレベルフォーラムから読み解く―

それでは、構想の現状について、直近(19年4月、北京)に開催された第2回フォーラムの結果から読み解いてみたい。

まず、規模について、第2回フォーラムの参加国は37カ国(前回は29カ国)の首脳級を含む約150カ国・地域(前回は約130カ国・地域)、国際機関は約90(前回は約70)が参加するなど、約5000人(前回は約1500人)が参加し、構想の成長を感じさせた。日本からは二階幹事長が安倍総理の親書を持って今回は総理特使^{注2}として参加した。

第2回フォーラムの内容については、習近平国家主席による開幕式での基調講演(表1参照)と同主席が円卓会議に出席して採択した共同コミュニケ(表2参照)を見ると、全体を通じて、「質の高い発展」、「普遍的な国際ルール」、「持続可能性」がキーワードと言ええる。また、懸念点としてよく指摘される債務への具体的な対応策や、知的財産権保護の整備、強制技術移転の根絶を示すなど、懸念も含まれた外部からの「声」を意識した内容と言ええるだろう。もちろん、これまでも様々な場で発言している「保護主義への反対」と「自由貿易の推進」もしっかりと表明し、米国をけん制することも忘れていない。

総じて、現在の構想は、外部から指摘されている点は可能な限り修正、対応しながら、「量」的發展から「質

的發展をより重視していくことを強調したと言える。

構想の課題と今後

構想には課題も多く指摘されている。その課題とは、日本が協力する前提としている^{注3}透明性、公正性(いずれも資金調達方面)、プロジェクトの経済性(対象国財政の)健全性等である。中でも、対象国への返済能力を無視した過剰な融資の債務化について問題視する声が多い。この点について、習近平主席は第2回フォーラムの席上で、「債務持続可能性分析枠組」^{注4}の創設を表明した。この枠組は、IMFや世界銀行からの協力も得ながら、同枠組の手法に基づき債務の持続可能性を把握し、評価し、リスク管理をするというものである。もう少し説明を追加すると、鄒加怡財政部副部長は5月13日の記者会見で記者からの質問に対し、同枠組のポイントは、①中国はIMFと意思疎通を十分に行いつつ、債務の持続可能性に対応する、これについてIMFの了解は得ている、②中国は、低所得国の国情と発展を重視することを基礎とし、IMFの手法を参考にしながら債務リスクに対応する、③債務リスクの将来性・予測性をしっかりと把握する、

表1 フォーラム開幕式(19年4月26日)における習近平主席の基調演説(ポイント)

<ul style="list-style-type: none"> ●「質の高い発展」を目指す。プロジェクト建設、運営、調達、入札等の際に、普遍的に受け入れられている国際ルール・基準に従い、各国の法律を尊重。ビジネスと財政の持続可能性を確保。 ●質が高く、持続可能で、リスクコントロールされた、合理的な価格の、包摂的インフラを建設。第三国市場協力の展開を奨励。 ●保護主義反対、より多くの国とハイスタンダードな自由貿易協定を締結。「債務持続可能性分析枠組」を発表。 ●デジタルシルクロード、イノベーションシルクロードを建設。今後5年間で5,000人の内外のイノベーション人材の交流を進める。情報通信インフラ建設促進、インターネットの連結性向上を支持。 ●「外商投資法」の厳格な実施、知的財産の法律整備、エンフォースメント強化、強制技術移転根絶、営業秘密の保護整備、知財侵害行為の厳格な取り締まり。 ●関税の引き下げ、非関税障壁の撤廃を一層促進。貿易黒字を追及せず、他国に悪影響を及ぼすような人民元を誘導せず、中国はWTO改革を積極的に支持。市場歪曲的な不合理なルール、補助金、慣行を撤廃。 ●世界各国における中国企業、留学生および学者を対等に扱い、公平で有効な環境の提供を希望。

表2 共同コミュニケ*のポイント(円卓会議にて)

<ul style="list-style-type: none"> ●総論 <ul style="list-style-type: none"> ・世界のチャンスと課題が併存、世界は急速で深刻な変化。 ・多国間主義の強化が世界的課題への対応に重要。 ・「一帯一路」の進展と重要な機会を創造していることを賞賛。今後は質の高い「一帯一路」を建設。 ・高水準、民生、持続可能性を追求。各国の法律、国際義務、国際ルール・基準を遵守。 ・WTOを中心とするルールに基づいた開放的、透明で無差別の多国間貿易体制を支持。 ●発展政策協調を強化 <ul style="list-style-type: none"> ・今後、国連等とのマクロ経済政策対話を強化。貿易の自由化、円滑化を促進。さらなる市場開放を期待。 ・保護主義、一国主義、その他WTOルールに不整合な措置に反対。WTOの「特別かつ差別的な待遇」の重要性を強調。 ・二重課税を回避する協定締結を奨励。知財保護と共に、イノベーション分野での協力を奨励。 ●インフラの連結性強化 <ul style="list-style-type: none"> ・インフラ投資による経済成長を支持。質の高い、信頼性、強靱性があり、持続可能なインフラを建設。 ・価格が合理的で包摂性があるインフラを強調。金融市場の連結性強化を期待。 ●持続可能な発展 <ul style="list-style-type: none"> ・『持続可能な開発のための水』国際行動の10年(2018-2028)の実施を支持。 ・減災・災害管理の協力促進に賛同。 ・各国の法律遵守の下、反腐敗協力推進を支持。 ●実務協力強化 <ul style="list-style-type: none"> ・市場ルールを遵守すべき。各国の法律遵守の下、開放的で、透明性のある、無差別な調達プロセスの重要性を強調。 ・電子商取引、スマートシティの発展を強化。第三国市場協力を奨励。 ・マルチの開発銀行や国際金融機関が持続可能な方法でプロジェクトを支持することを奨励。 ・各国の優先課題、法律・規制、国連総会で承諾された債務の持続可能性の原則に基づく、資金調達、金融機関の設立、開発金融のより大きな役割を奨励。 ・動植物衛生検疫協力の強化を通じ、農産品の貿易・投資促進を重視。 ●人文交流強化 <ul style="list-style-type: none"> ・人文交流拡大のための努力、青年交流の強化を歓迎。各国議会、友好都市、シンクタンク、学術界、メディア等の協力を歓迎。 ・科学技術、文化、芸術、農村発展、工芸、自然遺産保護、旅行、衛生、スポーツ等の分野での交流・協力拡大を期待。
--

(注) *は中国および首脳級参加国(37カ国)が連名で発出したもの。日本はこれに含まれない。

と応答している。
 このように、債務への対応については、具体的な対応策を表明する点にも、国際的なやり方に沿った手法を用いると説明するなど、疑問払拭に向けた形で対応している。
 以上のように中国は国内経済同様、構想についても「質」的発展への転換を急いでいるが、米中貿易摩擦などの影響で国内経済のマネージにもさらに神経質にならざるを得ない。このよう

な状況で中国が構想をどのように進めていくのか引き続き注目される。
 それでは、我が国日本は、この構想とどう向き合っていくのかについて論じたい。
構想と日本のスタンスの変化
 前出の通り構想に対して日本は当初、具体的なスタンスを表明せず、また、アジアインフラ投資銀行(AIIB)への参加も見送ってい

る(現時点でも未参加)。しかし、日中関係が徐々に正常化に向かう中で、日本の構想に対するスタンスも変化してきた。
 先に述べたように第1回「一帯一路」国際ハイレベルフォーラム(17年5月)に出席するため北京を訪れた二階幹事長は、記者団に対し「日本も積極的に協力する決意をもつてうかがっておりますので、(中略)関係国がみんな協力しあえるようなことを、日本

もその役割を果たしたい」という考えを示した^{注5)}。また、その直後の6月、第23回国際交流会議「アジアの未来」晩さん会で、安倍総理は、構想が多様な地域を結び付けるポテンシャルをもったものであると一定の評価をしつつ、①透明で公正な調達によって整備されること、②プロジェクトに経済性があること、③借入れをして整備する国にとって債務が返済可能で、財政の健全性が損なわれないこと、が不可

欠であるとし、このような観点から協力していきたい旨をスピーチした。そして、同年11月の日中首脳会談において、安倍総理と習近平国家主席は、第三国でも日中のビジネスを展開していくことが対象国の発展にとつても有益であるとの考えで一致した。

構想と日本の協力(第三国市場協力という二つの「解」)

18年4月の「第4回日中ハイレベル経済対話」を経て行われた5月の李克強総理の日本公式訪問において、両国首脳は、第三国における日中間経済協力を官民合同で議論する新たな委員会の設置を確認し、また、安倍総理訪中の際に関連のフォーラムを開催することで一致する覚書が署名された。

これに先立ち、18年9月に北京で開催された「日中民間ビジネスの第三国展開推進に関する委員会」において、第三国での日中民間経済協力に関する政策枠組みや関係機関による協力の後押し、経済団体から見た協力の現状および展望等につき幅広く意見交換がなされた。また、同委員会で日本側は、国際スタンダードに合致した質の高いプロジェクトの実現のために、両国の強みを生かした省エネ・

環境分野、新エネルギー車、電気自動車急速充電システムの規格の統一化など、産業協力を中心とする協力の方法を具体的に提案した。

そして、安倍総理が訪中した10月、「第1回第三国市場協力フォーラム」(以下、フォーラム)が北京で開催され、日中の財界トップを含め約1500人が参加し、52件の協力覚書が署名された。

構想と第三国市場協力①(展望と課題)

フォーラムでは全体会議のほかに4つの分科会(①交通・物流、②エネルギー・環境、③産業高度化・金融支援、④地域開発)が開催された。日中経済協会はこの分科会の運営に関わった。このうち、筆者(伊藤)は①を担当したが、会議では日中双方の出席者が互いの事業内容に興味を持って臨み、質疑応答も盛んであったとの印象を受けた。

他方、日本側出席者からは、フォーラムの開催で第三国協力へ一歩前進したものの関連情報が不足しているという声も聞かれた。それらをいくつか紹介すると、「第三国での事業実施にあたって、日本や中国の政府からどのようなサポートが得られるのか」、「中国

企業は第三国協力でどの分野に注力したいのか」、「中国企業はプロジェクト実施にあたり、日本企業に何を求めているのか」等、政策の枠組みから個別のプロジェクトの運営面にいたるまで、より多くの情報を求める声が多かった。

また、第三国市場協力に対する政府と企業間の認識の差も見られた。具体的には、政府は本協力の主体は民間企業にあると考えている一方、企業は政府による第三国市場協力度化そのものを強く望んでいるという点である。

中国側の声についても紹介したい。最近当協会を訪問した中国国際交流センター(CCIEE)の研究者からは「当センターでは中国企業の第三国市場協力に関する研究も行っているが、プロジェクトを実施していく上で障害や難点について知りたい」、「日中で合意したタイでの開発プロジェクト(注:EEC(東部経済回廊))は、中国国内でも関心が高いが、このプロジェクトが日中協力のモデル的なものとなるためには何が必要か」といった質問を投げかけていた。様々なプロジェクトが実施され、また実施されようとしている段階にあつて、中国側も第三国での日中協力に関しては、

依然として手探りの状況であることが分かる。

構想と第三国市場協力②(協力の発展に必要な3つの要素)

それでは、日中による第三国市場協力をさらに発展させていくために必要な要素とは何か。ここでは次の3点にまとめた。

第1:日中両政府による第三国市場協力を総括的に支援する枠組みの構築。個別のプロジェクトではなく協力全体を支える支援、特に注目したいのは中小企業による協力の潜在的需要の発掘である。協力をより持続可能なものにするためには、これら海外進出のポテンシャルはあるものの、大企業に比べて体力の弱い中小企業にも第三国市場協力に参加してもらつて協力の幅も広がり、チャンスも見えてくることを考える。

第2:日中間における共通認識の形成。清華大学産業発展環境整備センターの徳地立人執行理事は、自身がかつて第三国で日中協力プログラム現地調査を行った際、「中国と日本企業の管理方法や文化が違う。誰がプロジェクトをけん引して、どのようにに行い、どのように分業するのか、プ

表3 日中企業の比較優位性

	日本企業	中国企業
強み	<ul style="list-style-type: none"> ・技術力、品質 ・ソリューション提案力 ・プロジェクト管理能力 ・資金調達面等での信用力 ・豊富な海外ビジネス経験 ・海外における産業集積 	<ul style="list-style-type: none"> ・製造/建設コスト競争力 ・意思決定力 ・潤沢な資金と政府保証 ・リスクテイクにおける政府の強力なコミットメント
弱み	<ul style="list-style-type: none"> ・割高なコスト ・意思決定力 ・リスクテイク能力 	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク見積りの能力 ・プロジェクト管理能力 ・海外ビジネスの経験 ・国際的な信用力

(出所) みずほ銀行国際戦略情報部より

プロジェクト完成後の利益をどのように配分するのか等々、協力メカニズムを構築するのは極めて難しかった」との結果^{注1)}を示している。このような意見は他にも聞かれるが、今後は、日中双方が互いに地域の発展に寄与するための協力である点を認識した上で、具体的な資金調達方法やプロジェクト管理の方法、事業推進の方向性、利益配分等についての共通認識を形成する必要があるのである。

第3：日中双方の強と弱みの相互補完性を生かす。コンソーシアムを組み国際競争に勝つためには、日中双方

の優位性を互いに認識し、共有し、活用することが重要と考える。月岡直樹・みずほ銀行国際戦略情報部調査役は、当協会の『日中経協ジャーナル』18年5月号所載『「一帯一路」と日中協業の可能性』および『MIZUHO CHINA MONTHLY』18年5月号にて、日中企業の比較優位性を表3の通りに分析している。

以上から、中国企業の強みは「ハード面」、日本企業の強みは「高い技術力を含む「ソフト面」と言えるだろう。双方の強みと弱みの相互補完性を状況に応じてうまく組み合わせることによって、第三国市場協力プロジェクトの幅も広がっていくと考える。

結びにかえて

日中関係改善によって協力推進の素地は出来上がった。その中で、第三国市場協力という日中協力の形は、実際のプロジェクトを通じて経験が蓄積されはじめている。今後、第三国市場協力が持続可能な発展をしていくためには、中国が「質」的発展をさらに追求していくことを前提に、日本は国内で官民一体となって方向性を定め、現在個別にある情報を集約・共有できる場をつくり、第三国市場協力という大きな枠組みでの包括的な制度体

制の構築が有用であると考えられる。同時に、中国に対しても、どのような支援が可能なかを明示するような提案など、よりスムーズに協力ができる環境づくりが必要だ。

構想の理念は、関係地域が共に発展することにある。立場に違いはあれ、日中協力の推進がシルクロード沿線地域を含む対象国の将来にとってプラスになることを期待したいし、現在の日中両国の経済規模やプレゼンスを考えれば、その責任を負っていると言えよう。まさに日中が率先して互いの違いを認め、今こそ大同につくことが大事である。無論、当協会もこれまでの経験と蓄積を十分に生かし、これを支えていく所存である。



注1：「中国の『一帯一路』構想の現状と日本としての経済交流のあり方について」篠田邦彦（『日中経協ジャーナル』17年7月号）参照
 注2：第1回フォーラムでは「階幹事長は総理特使ではなかった点に留意
 注3：第23回国際交流会議「アジアの未来」晩餐会（17年6月）における安倍総理大臣によるスピーチ参照
https://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement/2017/0605speech.html
 注4：中国財政部が自身のホーム

ページで公表（19年4月）http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/caizhengxinwen/201904/20190425_3234663.htm
 注5：日テレNews 24（17年5月13日）<http://www.news24.jp/articles/2017/05/13/04361419.html>
 注6：第23回国際交流会議「アジアの未来」晩餐会（17年6月）における安倍総理大臣によるスピーチ参照
https://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement/2017/0605speech.html
 注7：外務省報道発表（17年11月11日）https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/cn/cn/page1_000432.html
 注8：外務省報道発表（18年5月9日）https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/cn/cn/page1_000526.html
 注9：外務省報道発表（18年9月25日）https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_006466.html
 注10：経済産業省報道発表（18年10月26日）<https://www.meti.go.jp/press/2018/10/20181026010/20181026010.html>
 注11：「CASTニュース」（18年11月18日付）『日中企業の「協力」可能か？「第三国市場」開拓のカギを握る』<https://www.j-cast.com/2018/11/18343935.html?p=all>

「一帯一路」による中国対外直接投資の新展開と中外企業提携拡大への展望

邵永裕 株式会社みずほ銀行 中国営業推進部 調査役、学術博士

中国企業の対外展開の中で「一帯一路」関連地域への投資拡大が新たな流れになり、それに伴う中外企業の提携や協業の事例も増えつつあり、日系企業も中国企業との第三国市場での協力事業も両国関係の改善推進の中でこれまで以上の拡大が見込まれる。このことは中国対外直接投資の質的レベルの向上と中外関係の改善などに役立つであろう。

1. 新たな段階に入った中国の対外直接投資

中国は、長きにわたり米国に次ぐ世界第2位（途上国第1位）の直接投資受入国となっているが、近年対外直接投資が急速に拡大している。中国政府の統計によると、対外直接投資は海外からの直接投資（対内直接投資）に迫る勢いで増加し、2014年には後者の86%に当たる1029億ドルとなった。15年に中国の対外直接投資が初めて対内直接投資を超え、16年には過去最大の1961億5000万ドルに達し（前年比34・7%増、10年前の06年の9倍強）、増勢は対内直接投資より遙かに強いようである（ただ17年は19・3%減の1582億9000万ドルに）。

国連貿易開発会議（UNCTAD）が18年9月7日にアモイで発表した「世界投資報告18（中国語版）」によると、17年の中国の対外投資額（対内直接投資）は1360億ドルで米国に次ぐ世界2位。対外直接投資は前年比減少したが、13年からの「世界3位・発展途上国で1位の対外投資国」の座を維持した。特に対外直接投資の累計額では、かつて20位以下だったが、17年には世界第8位のストック規模になっている。16年に対外直接投資額が過去最大規模

に達したことを機に、中国の対外直接投資は新たな段階に入ったと言える。この時期は、国内で第13次五カ年計画が始まり、第4次産業革命も本格化し、「中国製造2025」という製造業の高度化戦略が実施されている。また「一帯一路」という新しい国際経済協力の構想が具体化し、構造転換による中国産業移転の必要性が強まると共に対外投資大国の米国の貿易摩擦にも遭遇している。

2. 全世界と「一帯一路」地域への投資展開動向

中国政府は相当早い時期から企業の対外展開に関する積極的戦略（「走出去」）を打ち出し、また世界6大地域の特徴に応じて業界ごとの対外協力事業を行ってきた（表1）。地域別に中国の対外投資の状況を見ると、アジア地域が最大の約7割（ストックベースでは7割弱）を占めており、次いで中南米（14%）と北米（10%）、欧州（5%）、オセアニア（3%）、アフリカ（1%）の順となっている。アジアが多いのは香港特別行政区の存在が大きく、従来からの最大投資先、中南米が多いのは鉱物資源が豊富な国・地域が多いことやタックスヘイブンの存在が背景にある。

13年の対外直接投資総額に占める香港向けの割合は全体の58%で、アジア地

域への投資額に占める香港の割合も83・1%となっている。また、中南米への投資額の約7割がタックスヘイブンのケイマン諸島とバージン諸島向けとなっている。投資の大半がリースとビジネスサービス分野に集中しており、中国の対外直接投資の最大業種で、この傾向は現在も変わっていない。

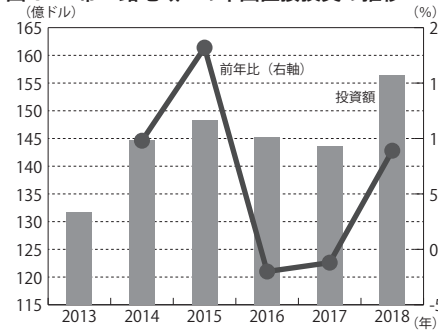
なお「一帯一路」地域（計59カ国、13年末時点）への投資は、この構想が提起された13年から18年までの推移を図1に示す。15年（148億2000万ドル）以降は漸減していたが、毎年約150億ドル弱という決して小さくない規模の投資がなされ、18年に過去最高額の156億4000万ドルを記録した（前年比8・9%増）。投資額（ストック、フローとも）の多い国はやはりアジア地

表1 地域別にみる中国対外投資協力の対象業界・業種

	方式別の対外投資協力事業関連分野		
	対外直接投資	対外建設工事請負	将来潜在性ある領域
アジア	リース・ビジネスサービス、卸売・小売、金融、探鉱、交通運輸、倉庫・郵便	石油化学、交通輸送、建設、電力工事建設、住宅建設	道路、鉄道、港湾、石油、パイプライン、橋梁、輸送、電力網、光ケーブル伝送などの社会インフラの整備建設と石油・天然ガス、海底石油などの領域
アフリカ	建設、探鉱、金融、製造業、科学研究と技術サービス	交通運輸建設、住宅建設、電力工事建設	航空、金融、観光、海洋経済、グリーン経済
中南米	リース・ビジネスサービス、卸売・小売、金融、探鉱、交通運輸、倉庫・郵便	電力工事建設、交通運輸建設、通信工事建設、石油化学、住宅建設	エネルギー資源、基礎インフラ建設、農業、製造業、技術革新、インターネット情報技術
北米	金融、探鉱、製造、リース・ビジネスサービス、不動産	住宅建設、交通運輸建設、通信工事建設、製造加工施設建設、石油加工	自然資源類、ハイエンド製造、不動産、ハイテク、社会インフラとバイオ製薬、インターネット産業
欧州	リース・ビジネスサービス、金融、製造、探鉱、小売・卸売	通信工事建設、交通運輸建設、電力工事建設、住宅建設	新工機、新素材、情報技術、バイオテック、航空宇宙
豪州	探鉱、金融、不動産、農林牧漁、製造	住宅建設、交通運輸建設、通信工事建設	港湾、電力、通信、交通などの社会インフラ整備、農業と食料品分野、観光開発によるインフラ建設とハイエンドサービス

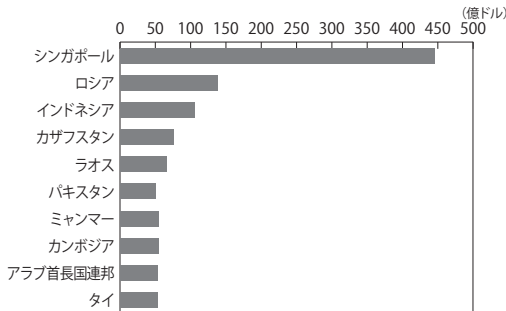
（出所）中国商務部投資促進局、中国サービスアウトソーシング研究センター「『一帯一路』戦略下の投資促進研究」（2017年）より作成。資料は15年をベースにしている。

図1 一帯一路地域への中国直接投資の推移



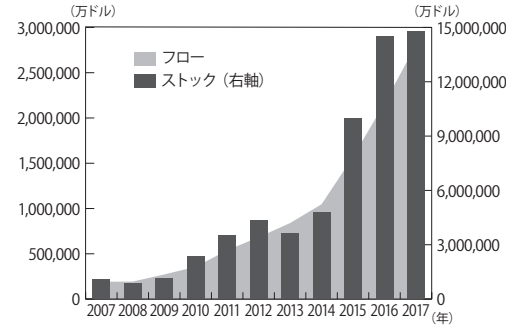
(出所) 中国商務部 WEB サイトおよび「2018 年中国対外直接投資合作発展報告」より作成

図2 一帯一路関連の上位 10 カ国への中国直接投資累計額



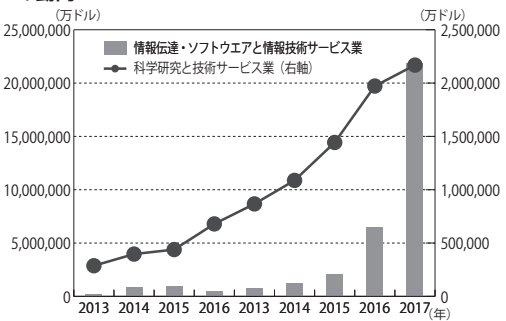
(注) シンガポールへの投資額は年度別でも最も大きく、2017 年には 63.2 億ドルに達し、2 位のカザフスタン (207 億ドル) の約 3 倍。データは 2017 年までの累計値。(出所) 中国商務部「2018 年中国対外直接投資合作発展報告」より作成

図3 フローとストック別みる製造業への中国対外直接投資の推移



(出所) 図1に同じ

図4 中国の情報通信と科学技術サービス業の対外投資の動向



(注) データはストックベースのもの。(出所) 「2017 年度中国対外直接投資統計公報」より作成

中国対外直接投資の大きな割合を占めている M & A 投資において、17 年には製造業が件数・金額とも最多になっており、また同年の M & A 投資先の 3 大地域は主要技術国のスイス、米国、ドイツとなっていることが印象的である。

1 位と 2 位に、アフリカと大洋州では建

カへの中国企業の進出は北米より多い。

なお、世界 6 大地域への中国直接投資残高の上位 5 業種の分布状況を見ると、アジアと中南米ではリース・ビジネスサービスがトップに、北米と欧州で製造業が

3. 産業別にみる中国対外直接投資の特徴と中外企業の協力提携動向

「2017 年度中国対外直接投資公報」によると、17 年の対外直接投資は前年比 19・3% 減の 1582 億 9000 万ドルになった。対象業種は幅広いが、6 大業種 (リース・ビジネスサービス業、卸売・小売業、情報伝送・ソフトウェアと情報技術サービス業、金融業、採鉱業、製造業) のストックが 1000 億ドル超え、全体の 83・6% を占める。同年、中国企業は 56 カ国・地域で計 431 件の対外投資・合併買収 (M & A) を実施、実際の投資総額は 1196 億 2000 万ドル、うち直接投資は 33 億 7000 万ドルで、M & A 総額の 28% を占めた。海外での資金融通は 861 億 5000 万ドルで、その規模は前年より 70% 増え、M & A 総額の 72% を占めた。M & A は 18 業種大分類に及ぶ。

中国の対外直接投資は国民経済の 18 業種大分類をカバーし、うちビジネスサービス、製造、卸売・小売、金融分野向けが 100 億ドルを超え、全体の 80% 以上を占めた。

特に重要な意味を持つ製造業への直接投資に関して、図 3 でフローとストック両面の年度別投資額を示す。15 年から大きく投資が拡大していることが分かる。また近年の特徴として伝統的製造業に加えて、「中国製造 2025」戦略公布の 15 年以降、現代的新興産業または「戦略的新興産業」に属する 2 大産業である情報通信 (統計上「情報伝送・ソフトウェアと情報サービス業」と「科学研究と技術サービス業」) への投資が非常に活発化しており、注目に値する (図 4) 注。第 4 次産業革命の潮流に即した、中国の情報産業の国際戦略が着実に企業の海外事業展開に反映されている。

とどまるのが中南米と大洋州で、アフリカへの中国企業の進出は北米より多い。

なお、世界 6 大地域への中国直接投資残高の上位 5 業種の分布状況を見ると、アジアと中南米ではリース・ビジネスサービスがトップに、北米と欧州で製造業が 1 位と 2 位に、アフリカと大洋州では建設業と採鉱業がそれぞれ 1 位になっており、これらは地域特性や資源賦存状況から納得しやすい。

アセアン諸国の中で華人の多いシンガポールは長年にわたり中国の最大投資先である (図 2)。その魅力は多分に香港にも似ており、国際金融センターとしての利便性や高度に発展している第 3 次産業およびハイレベル人材の豊富さなどが主要因であろう。シンガポールに次いで多くの中国資本を受け入れてきた国は、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナムなどである。それらの全体に占めるシェアは一定ではないが、低廉な労働力の供給地や販売市場、加工拠点として選好されていたものと考えられる。

「2017 年度中国対外直接投資公報」によると、17 年の対外直接投資は前年比 19・3% 減の 1582 億 9000 万ドルになった。対象業種は幅広いが、6 大業種 (リース・ビジネスサービス業、卸売・小売業、情報伝送・ソフトウェアと情報技術サービス業、金融業、採鉱業、製造業) のストックが 1000 億ドル超え、全体の 83・6% を占める。同年、中国企業は 56 カ国・地域で計 431 件の対外投資・合併買収 (M & A) を実施、実際の投資総額は 1196 億 2000 万ドル、うち直接投資は 33 億 7000 万ドルで、M & A 総額の 28% を占めた。海外での資金融通は 861 億 5000 万ドルで、その規模は前年より 70% 増え、M & A 総額の 72% を占めた。M & A は 18 業種大分類に及ぶ。

中国の対外直接投資は国民経済の 18 業種大分類をカバーし、うちビジネスサービス、製造、卸売・小売、金融分野向けが 100 億ドルを超え、全体の 80% 以上を占めた。

特に重要な意味を持つ製造業への直接投資に関して、図 3 でフローとストック両面の年度別投資額を示す。15 年から大きく投資が拡大していることが分かる。また近年の特徴として伝統的製造業に加えて、「中国製造 2025」戦略公布の 15 年以降、現代的新興産業または「戦略的新興産業」に属する 2 大産業である情報通信 (統計上「情報伝送・ソフトウェアと情報サービス業」と「科学研究と技術サービス業」) への投資が非常に活発化しており、注目に値する (図 4) 注。第 4 次産業革命の潮流に即した、中国の情報産業の国際戦略が着実に企業の海外事業展開に反映されている。

中国の対外直接投資は国民経済の 18 業種大分類をカバーし、うちビジネスサービス、製造、卸売・小売、金融分野向けが 100 億ドルを超え、全体の 80% 以上を占めた。

特に重要な意味を持つ製造業への直接投資に関して、図 3 でフローとストック両面の年度別投資額を示す。15 年から大きく投資が拡大していることが分かる。また近年の特徴として伝統的製造業に加えて、「中国製造 2025」戦略公布の 15 年以降、現代的新興産業または「戦略的新興産業」に属する 2 大産業である情報通信 (統計上「情報伝送・ソフトウェアと情報サービス業」と「科学研究と技術サービス業」) への投資が非常に活発化しており、注目に値する (図 4) 注。第 4 次産業革命の潮流に即した、中国の情報産業の国際戦略が着実に企業の海外事業展開に反映されている。

表2 中国の「一帯一路」沿線国における海外経済貿易合作区の設立状況

No.	合作区名称	設立年	所在国	中国側の開発業者	主導産業
1	スエズ経済貿易合作区	1996	エジプト	中非泰達投資股份有限公司	新型建材、紡績・服装、電気設備、石油設備
2	中露（沿海辺境）農業産業合作区	2004	ロシア	黒龍江東寧華信経済貿易有限責任公司	栽培、養殖、農産物、加工
3	タイ中羅勇工業園	2005	タイ	華立産業集团有限公司	自動車整備、機械、家電
4	シハーク港経済特区	2006	カンボジア	江蘇太湖カンボジア国際経済合作区投資有限公司	紡績・服装、金属加工、機械、軽工業、家電
5	海爾・RUBA 経済区	2006	パキスタン	海爾集団電器産業有限公司	家電、自動車、紡績、建材、化工
6	LEKKI 自由貿易区（中ナイ経済貿易区）	2006	ナイジェリア	雲南省海外投資有限公司	製造業、倉庫物流、都市サービス、不動産
7	ウズルスク経済貿易合作区	2006	ロシア	康吉国際投資有限公司	紡績・服装、金属加工機械、軽工業、家電主導産業
8	中国・インドネシア繁栄農業産業合作区	2006	インドネシア	天津聚能集団	軽工業、家電、電子、木材加工
9	ベトナム龍江工業園（LJIP）	2007	ベトナム	前江投資管理有限責任公司	アブラヤン栽培開発、精密加工、買付、倉庫物流
10	ザンビア中国経済貿易区	2007	ザンビア	中国有色鉱業集团有限公司	貿易、軽工業、機械電子、建材、化工
11	中国・インドネシア経済貿易合作区	2007	インドネシア	広西興業集团有限公司	非鉄金属、現代物流、ビジネスサービス、不動産など
12	中露トムスク木材工業貿易合作区	2008	ロシア	中航林業有限公司	自動車組立、機械製造、家電、アパレルミカなど
13	エチオピア東方工業園	2008	エチオピア	江蘇永元投資有限公司	森林育成伐採、木材加工、商
14	ウズベキスタン「勝盛」工業園	2009	ウズベキスタン	温州市金盛貿易有限公司	建築材料、照明器具、電機電器、縫製機械、軽工業
15	ビエンチャン Saysetha 総合開発区	2010	ラオス	雲南省海外投資有限公司	建築材料、電力器材製造、飼料加工、建材、物流倉庫
16	ハンガリー中歐商貿物流園	2011	ハンガリー	山東省泰隆国際投資有限公司	商品展示、運輸、倉庫、集配、情報処理、流通加工
17	キルギスアジアの農業産業合作区	2011	キルギス	高丘農食食品有限公司	栽培、養殖、肉肉加工、食品深加工
18	中国ハンガリー-BorsodChem 経貿貿易合作区	2011	ハンガリー	煙台新益投資有限公司	化学工業、生物化学工業
19	ロシア龍羅林業経済貿易合作区	2013	ロシア	黒龍江省牡丹江龍羅林業経済貿易有限公司	木材採伐、粗加工と精密加工、育林、建築物展示、国際輸送物流など
20	中国インドネシア総合産業園区青山園区	2013	インドネシア	上海海信投資（集団）有限公司	ニッケル鉄、ステンレス

（注）15年がベース。（出所）中国商務部投資促進局、中国サービスアウトソーシング研究センター「一帯一路」戦略下の投資促進研究（2017年）より作成

表3 近年の「一帯一路」関連の中外企業提携事例①（製造、金融・保険業）

No.	合意公表日	中国側企業	外国側企業	協力方式	事業分野	業種
1	2017.12.4	ハルビン経緯複合新材料工程	マレーシアのクレーン製造会社スリダラ・リソニクス	業務提携	石油・ガス産業向けのソリューションや新素材分野で協力	製造
2	2017.12.4	中国中車（CRRC）	マレーシアの建設大手イレカ・コーポレーション	業務提携	「一帯一路」に沿った公共交通システム整備推進で協力	製造
3	2018.4.23	中国銀行、招商銀行	米シティ	事業提携	「一帯一路」関連ビジネス支援で提携	金融
4	2018.9.5	上海浦東発展銀行	シンガポールの大手UOB銀行	事業提携	「一帯一路」関連ビジネス支援で提携	金融
5	2018.9.10	テンセント	日立製作所	戦略提携	IoT分野で提携関係を結び今後「一帯一路」関連でもITインフラ事業の協力を期待	製造
6	2019.4.11	中国輸出信用保険公司	シンガポールのOCBC銀行	戦略提携	「一帯一路」関連プロジェクト再生可能エネルギー、省エネ、汚染対策重点）で提携合意	保険
7	2019.4.25	北汽福田汽車（フォード）	タイのチャロン・ポカパン（CP）	合弁企業設立	フォントのブランドで自動車を現地（タイ）生産	製造
8	2019.4.29	中国外運、阿爾特自動車技術（IAT）	マレーシアの不動産開発業サンズリア社	戦略提携	自動車設計、自動車部品生産で提携合意	製造
9	2019.4.30	アリババ傘下のアント社	英スタンチャート	戦略提携	「一帯一路」関連の包括的金融事業支援で提携合意	金融
10	2019.5.14	ウエイチャイ（山東）	ロシアの商用車メーカーカマズ	事業提携	ウラジオストクでエンジンの合弁生産合意	製造

（注）合意時期にはプレスリリースの年月日も含む。（出所）各種報道より作成

アセアンへの投資拡大も注目に値する。16年末の製造業に占める割合は、ストックベースでは18%であるが、フローベースでは同年に大きく増加し35%を占め、アセアンが製造業の投資先として重要度を増したことは明らかである。2番目に大きな割合を占めているのがリース・ビジネスサービスで、卸売・小売業（16年のフローベースのシェアは2番目）が続く。国際ビジネスの推進や商品販売の市場としても中国企業の重要な投資地域になっていると言え。

対外直接投資の拡大には様々な要因が挙げられ、中国政府による産業と地域の特徴を重視した積極的な誘導政策が重要な役割を果たしていることは広く認められており、中でも「一帯一路」沿線国

の地域政府や地元企業と数多くの海外経済貿易合作区（「開発区」の海外版）の設立（表2）に取り組んできたことは、大きな促進効果があったと考えられる。また「一帯一路」構想の展開拡大により、製造業、金融・保険業を中心とした中国企業と外国企業の戦略提携や業務提携（表3）も、他の業種に拡大をみせ（表4）、実際に「一帯一路」事業で利益を上げている企業も報道されている^{注2）}。

中国企業の対外進出や多国籍化展開の中で中国企業と外国企業間の協業・提携の事例も増えている。代表的な事例として上海凱盛節能工程技術有限公司（09年に設立された中国建材国際工程集団公司と三菱商事の合弁会社）によるトルコとパキスタン等（コロンビア、ウ

ズベキスタン、インドネシア、韓国）第三国における日中双方による廃熱、バイオマス発電協力プロジェクト等の展開実績が挙げられ^{注3）}、日中合弁企業の有利な種元関係と優位な実力で第三国市場でビジネスを拡大している。また

日本企業の第三国市場の事業展開において尖兵的な役割を果たしているのが大手商社と金融機関である。例えば、丸紅は早くから日中第三国市場協業に注力しており、その第1号として05年に受注した東方電気集団とのベトナムでの発電所EPC案件（国際協力銀行と中国輸出銀行などの政府系銀行による初めての協調融資案件）の参入であり、これを皮切りに、同発電所の第2期も受注でき、またアルミ精錬プラントやセメントプラント、製紙プラントなど多くの日中協業案件を受注した。近年の大型案件として同社はSINOPECグループとガフスタン・アテイルウ製油近代化案件のほか、晶科能源と組んでアブダジでのスワイハン太陽光発電事業にも取り組ん

できた。また第三国における中国企業の海外投資案件に対し日本企業のリーススキームを通じてみずほ銀行が資金支援を行った事例などもある。

第三国市場における日中協力事業の拡大の背景について00年以降中国政府が外資導入に加え企業の対外進出を奨励し始め丸紅の朝田照男会長（当時）は、中国企業の技術レベルも向上し、中国製品が第三国で受容するようになったと指摘し、さらに中国企業と第三国市場協業を進める上で最も重要なことは第三国の顧客目線とも強調している^{注4）}。

産業を複数のレベルに分けてその特徴に併せて世界の諸地域や国々へ展開させることを考える場合、M&Aよりもグリーンフィールドの投資が受け入れられやすいため、特に今後の「一帯一路」地域への展開拡大を考える場合、後者の投資手段の必要性と可能性がさらに高いと考えられ、投資先企業のニーズに応じた中国企業の提携による第三国市場での事業展開がさらに拡大するものと思われる。

4. 米中貿易摩擦の激化に伴う中国対外直接投資の課題と中外企業協業拡大への展望

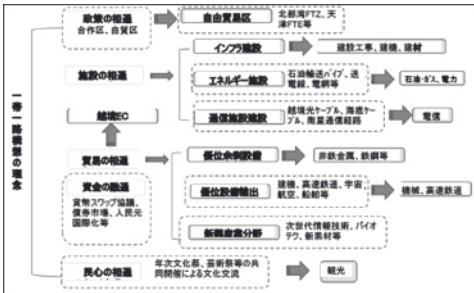
中国の対外直接投資は非常に急速にまた幅広に世界各地の諸産業分野にわたって展開されており、中国企業の多国籍化や中国資本によるM&A活

表 4 近年の「一帯一路」関連の中外企業提携事例② (その他業界)

Table with 6 columns: No., 合意公表日, 中国側企業, 外国側企業, 協力方式, 事業分野, 業種. It lists 10 cooperation cases across various industries like energy, telecommunications, environment, logistics, and agriculture.

(出所) 表3に同じ

図5 「一帯一路」構想理念に基づく国際協力の展開構図



(出所) 中国国家工業情報安全発展研究センター、対外合作研究センター「中国と「一帯一路」沿線国家(地域)産業協力発展研究報告(2017)」より加工・引用

動も非常に活発で、今後も中国の「国際産能合作」と「二帯一路」構想の推進(図5)注5)により社会インフラの充実と多様な産業への展開を通じてさらに進むものと予想される。現在の中国産業高度化とサービス化および戦略的新興産業の発展重視の情勢下、伝統的製造業と新興産業(製造業とサービス業を含む)の対外直接投資は今後も長く拡大が続くと考えられ、中国企業の多国籍化が一段と進み、中国企業と他国企業との協業の可能性と必要性が共に増えつつある。

今後これまでの先進国へのM&A方式主体の投資戦略が転換を余儀なくされると、グリーンフィールド投資にさらに注力する必要がある。また対米欧よりも本格的に「二帯一路」地域への投資促進が求められる。また、日本などの第三国市場提携事業注6)の実施は、中国の対外直接投資の透明性と信頼度の向上効果が見込まれる。中国各地域の「二帯一路」関連諸国へのアプローチも、投資先地域・都市の実情と需要によりマッチした投資事業が行われれば、投資先の経済発展に寄与することとなる。今後地域・都市レベルによる対外直接投資と国際協力事業の促進が重要であり、貿易摩擦への対応と「二帯一路」建設の推進にも効果的であらう。

企業の国際化と産業のグローバル化が第4次産業革命の流れによってさらに加速され、国際貿易摩擦対応の必要性からも国際投資と企業提携による動きが活発化している現状を踏まえれば、中国の対外直接投資はその産業の多様性と地域幅の広がりを持つてさらに大きく発展し、国内消費市場と共に世界経済発展の重要な役割を果すことになるであらう。一方、中国の国内市場のさらなる開放と経済のグローバル化、足許のテクノナショナリズムを背景とした米中貿易摩擦の激化や長期化などにより、対米直接投資は大きな制約を受ける恐れがあり、地域展開戦略が従来よりも重要になってきた側面が否めない。17年は、対米直接投資額が前年の3分の1水準に激減した代わりに、欧州とアフリカへの投資はいずれも70%以上の増加となった。既に大きな技術進歩と産業発展を遂げてきた中国は、今後先進国はもとより発展途上国にもさらに投資を拡大する必要がある。国内労働賃金の上昇と技術力・経営力の優位により、途上国の工業化と製造業の発展のために多くの資本投入と雇用創出を行うことは、中国の国際的イメーリアップにも寄与するであらう。その中で中国企業と日本企業をはじめとする諸外国企業との協業拡大による「二帯一路」地域への投資展開は、同構想理念の具現化と中国と諸外国との関係改善および貿易摩擦の緩和、さらには世界経済の安定にもつながるであらう。

注1: 紙幅の制限で中国対外直接投資の産業別の状況は詳述できなかったのが「みずほ銀行チャイナマンスリー」の注5: 15年3月下旬に中国政府が発表した「二帯一路」のビジョンとアクションで掲げられる対外直接投資関連事業内容の抜粋であるが、各種のインフラ事業を始め、国際貿易や国際投資および新興産業の国際連携および国際産業サプライチェーンの改善など幅広い内容になっており、中国企業だけでなく、「二帯一路」関連諸国の企業にとっても多くの投資機会が見込まれる。注6: 経産省WEBサイト https://www.meti.go.jp/press/2018/10/20181026010/20181026010-1.pdf より引用

注1: 紙幅の制限で中国対外直接投資の産業別の状況は詳述できなかったのが「みずほ銀行チャイナマンスリー」の注2: 時事速報(19年5月24日)による、英金融大手スタンダード・チャータード銀行(スタンチャート)が関連する18年の中国主導のシルクロード経済圏構想「二帯一路」事業数は、前年比2倍の約100件で、収入は同16%増の6億8000万ドル(約750億円)と、2桁増を記録した注3: ここで紹介した事例は主に日中経済協会のWEBサイト掲載の「省エネ環境分野における日中の第三国市場協力分科会」(https://www.jc-web.or.jp/jobase/publics/index/168)による。このほか多数の事例紹介があるので参照されたい注4: 朝田照男「巻頭言 第三国市場における日中協力」『日中経協ジャーナル』19年4月号注5: 15年3月下旬に中国政府が発表した「二帯一路」のビジョンとアクションで掲げられる対外直接投資関連事業内容の抜粋であるが、各種のインフラ事業を始め、国際貿易や国際投資および新興産業の国際連携および国際産業サプライチェーンの改善など幅広い内容になっており、中国企業だけでなく、「二帯一路」関連諸国の企業にとっても多くの投資機会が見込まれる注6: 経産省WEBサイト https://www.meti.go.jp/press/2018/10/20181026010/20181026010-1.pdf より引用

日中企業の第三国での協業ビジネスモデルの分析

小山雅久 三菱商事株式会社 地域統括部グローバル調査チーム 中国特命担当

中国は構造改革の中での経済減速、米国との経済摩擦など、内外の不確定要素が高まる中でいかに社会安定を維持するかという重要な局面を迎えている。

日本経済も中国への経済依存は大きく、第三国協業ビジネスは新たな日中協力拡大の可能性を秘めている。経営理念を共有できる中国パートナーと共に双方の政府の力を得た主体的なビジネス創出を期待したい。

協業への道のり

習近平国家主席が「一帯一路構想」を提唱してはや6年が経つ。

しかし、中国企業が海外進出で注目を集めるようになったのは早くは1990年代に「走出去」という言葉^{注1}が頻出する頃に遡る。

さらに遡ること80年代、日本企業が中国市場への進出で目を向けている間も中国は海外事業への展開を進めている。それは第三国への労働輸出で中東やアフリカで建設工事を請け負うビジネスである。出稼ぎで出国した多くの中国人労働者が本国へ帰国時に免税で日本の家電品を買い求める時代であった。

今もよく出てくる中国建築工程公司や交通建設集団など中央政府の国有企業だけでなく、地方政府もこぞって国際経済合作工程公司と称した企業によって多くの労働者を派遣した。

今世紀に入ると資本の自由化も進んで香港等の子会社を通じて海外展開はさらに進む。日本のバブル時代顔負けの海外不動産物件の購入や企業の買いあさりも日常的にみられるようになった。ワインの中国国内消費の急増でフランスのワイナリーを買

い取ったという話まである。その一方で海外における中国企業のモラルや節度が問題になり、中国国籍企業フォーラムのような組織が立ち上がり、社会貢献や環境モラルなど企業のあり方そのものを追求するようになった^{注2}。

今でもなにかと批判の多い中国であるが、中国企業も試行錯誤しながら動くようになり、昨今の日本企業との第三国協力の話もこのあたりから出てくるようになったとも言える。

多くの中国企業もさすがに海外での知見は日本のそれに劣後する。海外進出の尖兵と言われて来た日本の商社に関心を寄せるのは自然だ。

90年代、商務部筋から日本の総合商社の第三国市場での事業投資活動を知らないので東南アジアでの現地法人、支店、事業投資先の視察の受け入れをお願いしたいとの相談や、中国の銀行筋から南米やアフリカ出張の際に商社の拠点に立ち寄り情報交換を行えないかなどとの依頼が舞い込んだこともある。また複数の大手国有企業からはカントリーリスクの見極めや海外事業拠点の管理手法、人事考課のあり方などについて日本商社

の経験を学びたいという依頼もあった。

最近では「実行した融資先の返済のめどが立たない、我々に対する信頼度は日本に及ばない、今後は日本企業といっしょにやれるいいプロジェクトがあればぜひ紹介して欲しい」といった打診もある。

中国企業の海外進出は脅威との報道は多いが、実際はとても苦勞しているのが実情だ。

個別の企業からすればそもそも動機はあくまで市場や資源の獲得で



第三国市場協力の現地調査に訪れた著者(中央)(駐タイ中国大使館)

表1 日中協業第三国ビジネスモデル

カテゴリー A：プラント、インフラ建設

カテゴリー B：製品、設備の輸出

カテゴリー C：資源開発

カテゴリー D：中国企業の対日進出

あり、従来のような建設工事の請負もあれば、製品輸出もあるし、事業投資もある。中国だから党や政府の指示で進出していると思うのは間違いで、これまで西側先進国企業が進めて来た企業行動と実質的に大差はない。ODAよりも企業主導のビジネスが主流である。

最近では国有企業だけでなく民間企業も多く海外に進出しているとの認識は日本ではまだ浅い。中国の商務部統計データ（2017年度末）によれば海外直接投資の49・1%が国有企業で非国有企業は50・9%となっている。

協業ビジネスパターン分析

今は中国から第三国協力を求められているという受け身の姿勢の印象が強いが、実際には日本企業との協業はかなり以前から動いている。

これまでの実例を踏まえて日中企業の第三国での協業ビジネスモデルをおおよそ表1のように分類してみた。

◆カテゴリーA：プラント、インフラ建設

セメントや石化プラント・発電所・港湾・道路・鉄道などの建設、環境機器・システムの提供などインフラ関連の請負ビジネスである。日本や中国政府のODAあるいはADBなど国際機関からの投融资の活用やPPP方式の採用で動くケースもある。

このカテゴリー事例は枚挙にいとまがない。

日中企業のどちらかがコンソーシアムリーダーになり、地元や第四国の企業が参加することもある。実績としては中東向けの発電所建設で日本の商社が主契約者となり、中国のプラントエンジニアリング会社が建設を担当したビジネスである。また、

中央アジアでもセメントプラントを日本商社が受注し、中国のエンジニアリング会社がEPCを担当した。一帯一路構想が提唱される前から

日本の本社のサポートを得つつ、在中国の日系現地法人が中国企業をリードして進めて来た。

ただ、最近では中国企業も海外事情、カントリーリスクなどの把握が進み、工程管理能力も向上してきたことから日本企業は優位性を失いつつある。

◆カテゴリーB：製品、設備の輸出

中国域内進出の日系メーカーが第三国に製品、設備を輸出するビジネスである。

たとえば、アフリカで道路建設の請負事業を入札した中国ゼネコンが現場で使う建設機械の入札を実施し、中国域内の日系メーカーが受注したケースが挙げられる。ゼネコンは決して中国メーカーを優先発注するとは限らない。価格だけでなく納期や品質で評価された日系メーカーは中国国内市場、あるいは日本へのBuybackでなく第三国輸出のビジネスの恩恵にあることもある。アンゴラでは中国ゼネコンが受注した住宅に据え付けるエレベーターを中国域内の日系メーカーが発注したが、中国

ゼネコンのトップは現地を公式訪問した習近平国家主席にこのプロジェクトを視察いただいたと誇らしげに喧伝していた。

最近では鉄道建設で中国車輻に搭載される制御関連設備は中国域内の日中合弁企業が供給している例もある。

◆カテゴリーC：資源開発

天然ガスなどの鉱物性燃料や銅、鉄鉱石などの金属資源、さらには農場開発などが挙げられる。

カナダの天然ガス開発では欧米、中国、韓国、日本の企業が出資した事業が起ちあがっている。最近ではロシアのヤマルガス田開発事業に中国のCNPCやシルクロードファンドが投資し、日本のエンジニアリング会社が建設を請け負った。これまでも豪州の鉱山開発で、中国企業から日本企業に共同運営を持ちかけて来た話もある。

資源の権益は国益につながり、国家安全保障に関わるものである。その投資リスクは大きく一企業の事業利益の枠を超えるため政府も大いに関与が期待され、長期的視点での判断が求められる。日本が求める良質な資源が爆食中国に攫われないうちにも今後の第三国協力ビジネスとし

て最も重要な分野と認識すべきだろう。

◆カテゴリーD…中国企業の対日進出

ここでは未成熟ではあるが中国企業による日本企業買収で第三国市場を開拓するというパターンを挙げた。

最近では Made in Japan By China という新しい表現をされることもある。

日本企業はやはりモノづくり大国である。消費者立場のキメ細かい工

表2 第1回日中第三国市場フォーラムの具体例

- ①日中企業が共同でインフラ案件を受注・運営
- ②日本企業の受注案件への中国企業による EPC・機器供給
- ③日中合弁企業による製品の第三国市場展開
- ④中国企業に日本企業が部品等を供給、製品を第三国へ展開
- ⑤日本企業が、中国と欧州を結ぶ鉄道を活用し、物流事業を拡大
- ⑥日中企業が協力して中国で構築したビジネスモデルを第三国へ展開

夫やデザインが受ける。中国企業はこの日本の職人芸、匠の技術（中国語で「工匠精神」）を高く評価し買収して取り込みたいと考えている。オンリーワンの技術を有する中小企業は承継問題とも絡んで、そのような照会も多いと聞く。もちろん日本企業が中国化すれば本来の姿を変質させることになるので、子会社化した日本企業が OEM を担うとか、日本企業のブランドを活かしたまま、中国内市場や第三国に輸出して行くというモデルである。これは新しい動きで実績を紹介できるほどの調査を進めていないが実際に動き出している。

経済産業省は18年、第1回日中第三国市場フォーラムを通じて協力の具体例として表2の6つのパターンで整理をしている。筆者が提示した内容とも重複するところがあるが、現実問題として①や②は工期管理や品質保証、資金回収、意思決定など、日中の企業の経営理念、マナーの違いから実際の協業は容易ではない。これまでの実績を考えればやはり案件の醸成段階から日本企業がイニシアチブを執り、中国企業にフォローしてもらおう形が望ましい。なお、筆者は金融や物流分野の門外漢なので、



ベトナムの中国大使館にて(中央)

ムが予定されている。これからは日本企業も、技術的にも資金的にも力をつけて来た中国企業をパートナーにして事業を展開するケースが増えてくるだろう。

中国も米国との経済摩擦のおおりに受けて第三国市場開拓の Motivation が上がることは必至で、日本とのコラボレーションの期待はさらに高まると考えられる。

筆者は19年初めにアセアン諸国を訪問し、現地中国大使館や中国国際貿易促進委員会 (CCPIT) の代

カテゴリーに挙げず、その分析はその業界の専門の方に譲りたいが、メーカーや商社、IT産業などの分野での協業サポートの期待は大きい。

また、昨今活発に動きがある中国のファンド業界の海外ネットワークは日本のそれを超えるものがある。両国のファンドが第三国向け投資で協業することになりそうだ。

今後の展望

今後も日中で第三国協力フォーラ

表ほかと個別に面談交流する機会を得た。彼らは現地の代表として一路の実績を挙げることを任務としつつも、それぞれの国の国民の歴史的反感や脅威を含むカントリリスク問題を実感しており、現地に先行進出している日本企業との連携には少なからず期待を抱いていると実感した。他方、現地の日系企業との接点は少なく、日系企業も原則本社を向いて仕事をしているので、彼らと情報交換できるプラットフォームは見い出せない。米国のシリコンバレーにお

ける日本人社会と中国人社会（中国語で「圈子」）の関係と同じでなかなか交わる機会がない。

在インドネシア中国大使館の経済担当公使からは、「最近、豪州大使館と両国の現地進出企業間のマッチングを行った。日本企業ともそのような機会をぜひ持ちたい」との意向であった。

また、在タイ中国大使館の商務参事官からは、ACFTAを背景に現地進出が進む中国の自動車部品企業が地元の日系自動車メーカー向けサプライヤーを担えないかとの相談を受けた。堅実なパフォーマンスが期待される日本企業が入ってもらった方がうまく話が運ぶとの想いが垣間見える。ベトナムも米中経済摩擦の影響で中国からの生産拠点の移転が加速しているが、外資系だけでなく中国系企業の移転も多い。ただ、対中関係は良好とは言えず、地元中国関係者からは、日本と連携ができるいい案件はないかとの期待感は大きいという声があった。

なお、シンガポールでは、現地に法人や支店を設けた中国企業が早くからテマセックのような地元国策企業と関係を構築してお



シンガポールの中国国際貿易促進委員会の代表処にて（中央）

り、現地の欧米系企業と組んで第三国プロジェクトを展開しているケースが多いと聞いた。中国はシンガポールをいち早く国際ビジネスセンターの重要拠点と認識している。この空間に日本企業が入っているかも今後の第三国協力ビジネスでの大きなポイントになりそうだ。

ちなみに、最近話題になったスリランカの港湾開発案件のオペレーションに関わったのは、シンガポールに進出していた中国系企業だと聞いた。第三国協力はアジアに限らない、ア

フリカや南米などでも中国の積極的な進出が目立つが、この地域での協業の可能性も大きい。

19年8月末には横浜でTICAD 7（第7回アフリカ開発会議）が開催される。これまではODA、貧困削減の議論から貿易・民間投資促進が中心テーマと聞いている。

次の日中のフォーラムでは地域ワイズで案件発掘の情報交換セッションを設けてはどうだろうか。

概して日本企業の中国以外の海外拠点は、中国情報には疎い。現地での中国関係先とのコネクションもない。それは拠点の運営は東京本社が主導であることが大きいためだ。

本社が戦略的に中国企業とのコラボレーションに意義を見いださない限り、新しいビジネス機会は見いださにくく、協業ではなく競合乃至は新たな商機のない局面が続く。

また、先のカテゴリー別のパターンでも見たように協業のビジネスモデルは限定的だ。

協業とはいえ、実際は自己防衛、国益確保のため、中国企業を取り込んで行くような戦略も必要である。

中国が国を挙げて取り組んで来る体制国家である分、日本の経済界は意識して日本政府と共に対応してい

なければならぬ時代に來ていると思う。

日本は本国本社を軸にして、政府も企業もビジネスを二国間でとらえがちである。人的経営資源もその視点での配置であり、これまでの中国ビジネスも中国要員が行うとの手法である。しかし世界は地域経済連携の深まりや中国経済のグローバル化で日本経済の立ち位置が問われている時代だ。日本の経済界は個別企業のビジネスの枠を越えて世界各地における中国の経済活動の動きを共有分析して行く必要を感じる。

日本企業にとって中国企業だけが第三国ビジネスでのパートナーではないが、イノベーションでの連携や新たな技術や商品の共同開発（含むM&A）など、日本企業経営者は大局的乃至は長期的な視点を持つことが求められている。

（本文の見解はあくまで個人の見解であり、三菱商事の見解を代表するものではありません）

注1…「走出去」（企業の海外進出という中国語）

注2…「全球公司—跨国公司發展新階段」商務部国際合作研究院 王之樂研究員14年 上海人民出版社

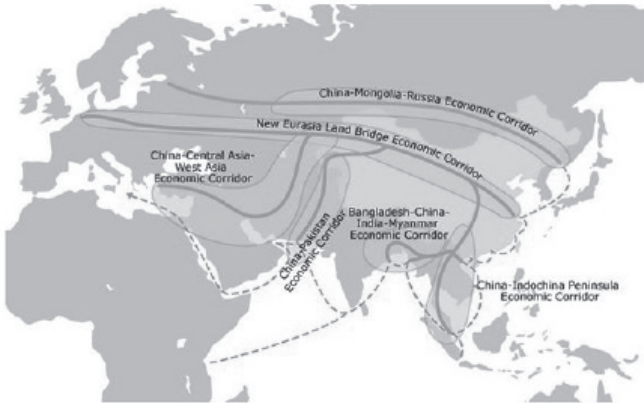
ユーラシア地域輸送インフラと日中協力

徐一睿 専修大学 経済学部 准教授

「一带一路」構想が実践されているなか、ユーラシア大陸をまたぐ輸送インフラが形成されつつある。アジアないし世界における重要なプレーヤーである日本と中国の協力は、一带一路沿線の多くの途上国にインフラという地域公共財をもたらすという意味で、極めて重要な意義を持つ。

図1 「一带一路」構想における6つの経済回廊と海上シルクロード

The Belt and Road Initiative: Six Economic Corridors Spanning Asia, Europe and Africa



(出所) 香港貿易發展局 (<http://china-trade-research.hktdc.com/business-news/article/The-Belt-and-Road-Initiative/The-Belt-and-Road-Initiative/obor/en/1/1X3CGF6L/1X0A36B7.htm>, 2019年4月22日アクセス)

ユーラシア輸送インフラ

「シルクロード経済帯」と「21世紀海上シルクロード」によって構成された「一带一路」構想が2013年に提起されてから、5年以上が経ち、ユーラシアをまたがる巨大な新経済圏が広がっている。陸路の「シルクロード経済帯」は、図1で示すように、①中国・モンゴル・ロシア経済回廊(CMREC)、②新ユーラシア・ランドブリッジ(NELBEC)、③中国・中央アジア・西アジア経済回廊(CCAWEEC)、④中国・インドシナ半島経済回廊(CIPEEC)、⑤中国・パキスタン経済回廊(CPEEC)、⑥バ

ングラデシュ・中国・インド・ミャンマー経済回廊(BCIMEC)の6つの回廊によって構成されている。それらの地域における輸送インフラの建設を進めることで、陸上における物流の高度化と効率化を図る。それに加え、海路の「21世紀海上シルクロード」では、関連地域におけるハブ港の整備を進めることで、海での物流の促進を行おうとしている。

ユーラシアを横断する中欧班列

陸路で、ユーラシア大陸を横断する国際定期貨物列車「中欧班列」(China Railway Express)が注目されている。11年3月に、中国内陸部の重慶市を起点として、新疆ウイグル自治区、カザフスタン、ロシア、ベラルーシ、ポーランドを経由してドイツのデュイスブルクに向けて運行する「渝新欧」(走行距離1万1179キロ)が開通した。

図2から確認できるように、現在、この「渝新欧」を南回りルートとして、さらに、広州を起点として、ハルビンまで北上して、ロシアに入る北回りルート、モンゴル経由の北回りルート、遼寧省の营口発のロシアルート、連雲港、青島発中央アジア経由ルートなど、ルートの多様化が実現され、19年4月23日までに、中国国内の62の都市と欧州の15カ国51の都市と鉄道でつながっている。ユーラシア大

図2 中欧班列の路線図



陸を横断する鉄道コンテナ輸送の累計運行便数は1万4691便に達した^{注1)}。

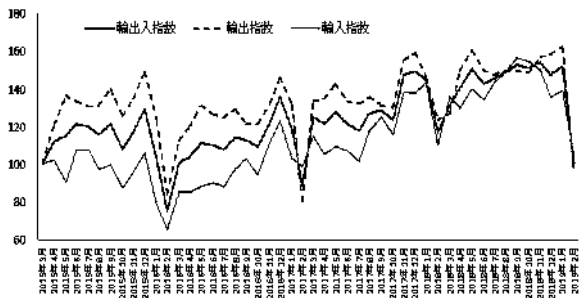
ジェットロの地域・分析レポート「中欧班列」で中国から欧州へ」では、中欧班列の物流事情を紹介している。当レポートでは、輸送モード別の貿易額を10年と17年で比較した。結論から言えば、中国全体では鉄道を利用した貿易は限定的であるが、内陸部での成長が著しい。「渝新欧」の起点である重慶市の鉄道輸送を見ると、10年にわずか7億4000万ドル、貿易総額に占める割合が0・8%だったものが、17年では386億7000万ドルに伸び、貿易総額に占める割合が7・4%に上昇

図3 ギリシャのピレウス港に入港するコンテナ船



(出所) 筆者撮影 (18年12月23日)

図4 海上シルクロード貿易指数 (STI)



(注) 中国と海上シルクロード沿線の重要な国家間における輸出入状況を反映する指数である。この元データは中国の税関の月ごとの輸出入データにより作成したものである。2015年3月を基点とする。毎年2月期に大きな下げ幅があるのは、中国の旧正月の長期休みによるものと考えられる。
(出所) 寧波航運交易所 (<http://sti.msri.cn/sti>) のデータにより筆者作成

図5 コロンボにおける埋立地の工事現場とコンテナ港



(出所) 筆者撮影 (19年3月9日)

海上シルクロードの沿線国と中国の貿易を定期観測する海上シルクロード貿易指数 (STI) がある。図4で確認できるように、中国と対海上シルクロード沿線国との貿易はともに増加傾向にある。さらに、地域で細分化して見た場合、中東欧の海上シルクロード沿線国の貿易総数の増加は特に顕著である。15年3月期と比べると、19年1月期中東欧向けの貿易総数は2・31倍、輸出は2・66倍、輸入は1・64倍となる。ピレウス港は、中国と中東欧の貿易増加に大きな役割を果たしているといえよう。

ピレウス港だけでなく、16年5月に、COSCO Pacificが欧州最大の港であるロッテルダム港の埠頭管理会社「Euronax Terminal Rotterdam B.V.」の株式35%を総額1億2500万ユーロで取得した。さらに、19年3月に、訪伊した習近平主席は、コンテナ首相と会談し、イタリヤのトリエステ港とジェノバ港の整備協力に関して合意した。

欧州以外では、ナイジェリアのラゴス港、スリランカのコロンボ港 (図5)、ハンバントタ港、トーゴのロメ港、ジブチのジブチ港、パキスタンのグワダル港、アルジェリアのシエルセル港、タンザニアのバガモヨ港など、南アジアやアフリカでの港湾建設と運営に中国が積極的に投資を進めている。

した。
ユーラシアを横断する中欧班列が、航空輸送と海上輸送の中間に位置する「第3の輸送モード」となっている。同じく重慶市から出発した荷物、重慶から長江の内航船を使って上海まで運ぶ場合、2〜3週間かかる。さらに、上海の港から欧州まで海上輸送すれば、2カ月近くかかる。中欧班列を利用した場合、重慶からドイツのデュイスブルクまで所用日数はわずか15日である。船便では顧客の指定納期に間に合わないが、高い輸送費を支払って航空便にするほど急ぎではない貨物を運ぶニーズに応える新たな物流モードとして日本でも注目されている。

の合計額よりも多い。

陸路と比べ、中国の海上輸送に対する依存度は高い。10年、中国の貿易総額は2兆9724億ドル、うち海上輸送は1兆9488億ドル、全体の65・6%を占めた。2017年になると、貿易総額は4兆692億ドル、うち海上輸送は2兆5563億ドル、全体の62・8%を占めた。国連貿易開発会議 (UNCTAD) の統計では、17年世界コンテナ取扱量は7億5000万TEUで、港湾ランキングで、香港を含めば、中国の港湾7つがトップ10に入っている。国別に見れば、中国は2億TEUで、2位から10位までの取扱量の合計額よりも多い。

海上シルクロードとハブ港

中国の海運関連各社は早い段階で世界各地の港の経営権取得に乗り出していた。08年に、中国はギリシャのピレウス港の経営権の一部を取得した。中国政府の「一帯一路」構想が提起されてから、「21世紀海上シルクロード」沿線のハブ港湾を中心に、中国のインフラ関連企業は、港湾への投資と建設を加速させている。16年4月、COSCOがピレウス港の港務局の株式67%を3億6850万ユーロで取得した。中国資本の注入は、海外の世論による賛否両論を引き起こしているが、コンテナ貨物量で世界の港湾のランキングを取っている「Lloyd's List 100 Container Ports」のデータを見ると、近年、ピレウス港の貨物取扱量が飛躍的に伸びて

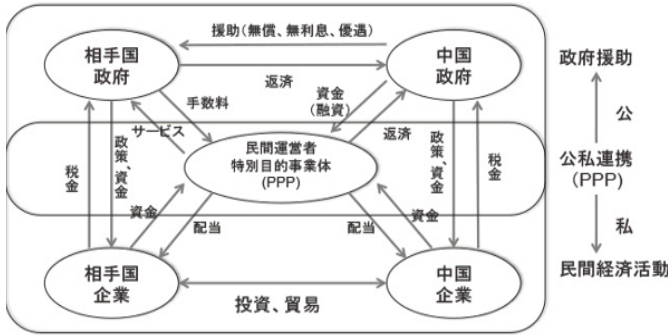
いる。11年に世界第77位、貨物取扱量168万TEUだったピレウス港は、17年に世界第37位、貨物取扱量は415万TEUに飛躍し、東欧にアクセス可能な最大港に成長した (図3)。

ドの沿線国と中国の貿易を定期観測する海上シルクロード貿易指数 (STI) がある。図4で確認できるように、中国と対海上シルクロード沿線国との貿易はともに増加傾向にある。さらに、地域で細分化して見た場合、中東欧の海上シルクロード沿線国の貿易総数の増加は特に顕著である。15年3月期と比べると、19年1月期中東欧向けの貿易総数は2・31倍、輸出は2・66倍、輸入は1・64倍となる。ピレウス港は、中国と中東欧の貿易増加に大きな役割を果たしているといえよう。

ピレウス港だけでなく、16年5月に、COSCO Pacificが欧州最大の港であるロッテルダム港の埠頭管理会社「Euronax Terminal Rotterdam B.V.」の株式35%を総額1億2500万ユーロで取得した。さらに、19年3月に、訪伊した習近平主席は、コンテナ首相と会談し、イタリヤのトリエステ港とジェノバ港の整備協力に関して合意した。

欧州以外では、ナイジェリアのラゴス港、スリランカのコロンボ港 (図5)、ハンバントタ港、トーゴのロメ港、ジブチのジブチ港、パキスタンのグワダル港、アルジェリアのシエルセル港、タンザニアのバガモヨ港など、南アジアやアフリカでの港湾建設と運営に中国が積極的に投資を進めている。

図6 貿易、投資、援助(三位一体)の対外援助から見る PPP の構造



(出所) 筆者作成 (2018)

中国のインフラ企業の対外進出

中国企業の対外進出規模は急速に拡大している。15年、中国の対外投資(1450億ドル、フロー)が外資受入(1356億ドル、フロー)を初めて超えた。UNCTADが発表している世界対外直接投資(フロー)国・地域別ランキング(2017)から確認できるように、17年の中国の対外投資金額は15年から16年にかけて中国国内における資本流出規制が原因で、16年と比べると大幅に減少したものの、1250億ドルの対外投資額は米国、日本に続く3位となった^{注2)}。

中国政府が提起した「一带一路」構想は二つのプラットフォームとして、中国企業の対外活動に新たな「場」を提供している。近年、中国政府が「一带一路」を言及する際に、よく「政府引導(誘導)、企業主体、市場運作(運営)」と表現している。この言葉を読み解くと、図6で示すように、政府と企業が一体となって公私連携(PPP)を中心とする貿易投資、援助の三位一体の対外経済構造を構築することなのである。

三位一体の対外経済構造は3つのカテゴリーに分かれている。第1は、中国政府の支援先の政府に対する無償協力や無利息や優遇借款といった政府援助である。第2は、企業(国有企業と民間企業)が中心となって公私連携(PPP)方式を採用するものである。第3は、完全に企業を中心とする商業ベースの経済活動である。もちろん、第2と第3に関しては、中国政府の公的支援も存在している。日本では、外務省や国際協力機構(JICA)による対外経済援助や国際協力銀行(JBIC)による貿易金融、投資金融支援などの政府支援があるのと同様に、中国政府は、民間企業による案件形成に対して、中国輸出入銀行の金融優遇措置や中国輸出信用保険会社の貿易保険などによる公的支援も行われている。

具体例として、スリランカのハンバントタ港プロジェクトについて見てみよう。中国とスリランカ政府によるハンバントタ港開発プロジェクトに関する開発合意が結ばれたのは06年、スリランカはまだ内戦が終了していない時期であった。スリランカ政府の要請を受けて、中国の銀行は金利6・3%、償還期限15年の商業ローンで4億2600万ドルの資金を供与した。当時、戦時中で国債の発行すらできない中、6・3%の金利は決して高くないが、スリランカ政府に取って大きな負担であったことに違いはなかった^{注3)}。第2期プロジェクトは11年5月に再開した。第2期の開発費の合計は13億ドル、そのうちの9億ドルは中国の輸出入銀行の融資によるものであった。第2期の金利は、中国政府の優遇金利が適用されたことで、2%に下げた。しかし、終戦まもないスリランカにとって、債務の返済が自国の財政を逼迫するという事実は変わらない。自国の債務削減のため、16年4月と8月、スリランカの首相が2度訪中し、交渉が行われた結果、同年10月にスリランカ政府は、DES (Debt Equity Swap) でハンバントタ港運営会社であるスリランカ国際港湾株式会社(HIPG)の株式の85%を中国招商局港口控股有限公司(CMHC)に譲渡した^{注4)}。従来、中

国の企業は単なる事業請負者でしかなかったが、港の経営権を取得したことで、資金調達から経営まですべて中国企業に移転されたため、中国企業が大きなリスクを背負うようになり、スリランカ政府と二種の運命共同体ができあがったと言えよう^{注5)}。

筆者は、19年3月にスリランカを訪問し、コロンボ大学経済学部のSirmal Abeyratne教授(スリランカ中央銀行マネタリー委員会委員長)に中国資本のスリランカ進出について意見を伺った。筆者は「ハンバントタ港は無駄なのでは?」「中国が仕掛けた『債務の罠』?」とあえて批判的な論点を展開したが、Abeyratne教授は「まず、スリランカに入ってくる貨物のうち約25%は自国用であり、残りの約75%はスリランカを經由して、第三国に移動するものである。ハンバントタ港はアジアと欧州、アフリカをつなぐ海路の近くにあり、最も重要なハブ港になりうる。10年後、同港の規模は現在のコロンボ港を超える可能性を秘めている」と述べ、さらに「債務の罠」について、「中国企業のスリランカにおける活動はチャリティー活動ではなく、ビジネスである以上、双方に利益をもたらすことが重要である。港の主導権はスリランカ政府にあり、債務の罠には全く値しない」と言い切った。

日中における第二国協力

「一帯一路」構想は、ユーラシア大陸をまたぎ、陸と海でインフラ整備と連結性の強化を図り、貿易・投資の活性化を通じて、ユーラシア大陸における経済の一体化を目指すものである。スリランカのように、沿線地域に属する多くの途上国では、インフラ整備のニーズが極めて高いにも関わらず、自国の財源が極めて乏乏している^{注8}。PPP方式は多くの途上国に歓迎されている。中国も一昔PPP方式の受益者であるが、今では、

主な投資者に役割を転換しつつある。中国企業は積極的リスクをとり、プロジェクトを推進しているが、単独で展開すること、地域の住民から理解が得られにくいという二面がある^{注7}。地域公共財の性質を持つインフラプロジェクトの推進に、多国政府、多国企業による共同参加がこうした問題を解決する鍵を握る。

日本政府は、当初「一帯一路」構想に積極的な姿勢を示さなかったが、17年から少しずつ変化が見られるようになった。安倍首相は、17年5月に北京で開催された「一帯一路」国際フォーラムに政府代表団を派遣し、6月に東京で条件付きの「一帯一路」構想支持を表明した。18年5月に、訪日中の李克強首相と安倍首相による合意を経て、18年10

月26日に、北京で「日中第三国市場協力フォーラム」が開かれた。同会議では、日本企業が500人規模で参加し、両国政府関係機関・企業・経済団体がインフラ、物流、IT、ヘルスケア、金融などに関する52件の協力覚書に署名した。そして、19年4月26日に二階幹事長は「一帯一路」フォーラムで日本が協力していくことを発言した。日中の第三国における経済協力の政治的基盤ができてきた。

近年、東南アジアの一部地域において、日中競合のケースが増えているという事実もあるが、グローバルに見ると、必ずしも競合的とはいえず、むしろ、多くの地域においては補充関係にある^{注9}。一帯一路構想の実施は、日本の企業にとってビジネスチャンスである。日本連運の中欧班列活用のように、中国企業が整備したインフラを積極的に活用することもできるし、日本企業の技術、ノウハウ、海外事業の経験を生かして、中国企業が進める事業の共同パートナーとして参加することもできる。競争より協調を図ることは被支援国にとっても大きなメリットをもたらす^{注10}。アジアないし世界における重要なプレーヤーである日本と中国の協力は、一帯一路沿線の多くの途上国にインフラという地域公共財をもたらすという意味でも、極めて重要な意義

を持つ。注10: 国務院新聞弁公室によるニュースリリース (<http://world.people.com.cn/n1/2019/04/22/c1002-31043513.html>, 19年4月24日アクセス)
注2: 16年中国の対外投資額は1960億ドルで、日本を抜いて、米国に続く2位。UNCTAD World Investment Report 2018より
注3: 07年以降、スリランカ政府は定期的に国債を発行するようになったが、ムーディーズやS & Pといった格付け会社はスリランカ国債に投資不適合のB1/B+を付けている。例えば、07年10月24日にスリランカ政府が発行した5年ものの50億ドルの国債のクーポンは8・25%、資金調達コストが極めて高かった
注4: 経営権の譲渡期間は99年間であるため、中国による植民地化という指摘も受けている
注5: ハンバントタ港のBOT事例について徐(2019)による詳しい分析を参照
注6: 河合(2018)P10、徐(2018)P70
注7: トム・ミラー(2018)P170
注8: 野村総合研究所レポート(2017)、また、19年1月に一帯一路日本研究センターが行った「一帯一路」に関する企業に対する合同ヒアリングにおいて、某大手商社の中国特命担当からも、日本

を持っている。



は確かにASEANには強みを持っているが、アフリカや中央アジアなどの地域では中国と比較できないくらい劣勢である。日中間における補充関係の構築が重要であると主張

注9: 実際、スリランカのコロナボ港を視察した際に、日本が従前に支援した港と中国が開発する港は横並びの形で建設されていることが確認できる。2つのポートをいかに協働するかは大きな課題である

《参考文献》

◆トム・ミラー著 田口末和翻訳(2018)

『中国の「一帯一路」構想の真相』陸と海の新シルクロード経済圏 原書房

◆野村総合研究所レポート(2017)『インフラ輸出における日中の競合と補充』知的資産創造 17年11月号

◆河合正弘(2018)『一帯一路からユーラシア新世紀の道』『一帯一路からユーラシア新世紀の道』第1章、進藤栄一、周瑋生編著、日本評論社

◆徐一睿(2018)『地域公共財から見るとインフラ投資への日中協力の構築』『一帯一路からユーラシア新世紀の道』第9章、進藤栄一、周瑋生編著、日本評論社

◆徐一睿(2019)『地域公共財としてのインフラ投資と日中協力』『一帯一路現状分析と戦略展望』国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)報告書(近刊)

中国における電炉製鉄所の環境問題

中山道夫
一般社団法人日本工業炉協会 技術顧問

中国では2014年の環境保護法の
大改正後、環境対策が強化されて企業
活動にも影響を与えてきた。鉄鋼業は
主要な環境汚染源として規制の対象に
挙げられて設備の移転や破棄を迫られ
る企業もある。指摘される汚染形態の
多くは粉塵、硫酸酸化物、窒素酸化物

などであり、発生源は高炉企業が名指
しされるのがほとんどである。これ
らは当面の環境改善対策のターゲット
となっているが、日本の過去の例から予
測すると、近いうちに電炉製鉄所も環
境対策強化を迫られるであろう。

電炉製鉄所が主原料とする鉄スク
ラップは産業廃棄物であり各種汚染源
を含んでいる。しかし、その発生環境
汚染物対策やその抑制技術は高炉製鉄
所とは異なる。今後の対応への一助と
して、これまで日本の鉄鋼業界と製鉄プ
ラントメーカーが経験してきた電炉製鉄所
のダイオキシン対策を紹介する。

1. 中国の電炉による鉄鋼生産

製鉄プロセスには大きく分けて、鉄鉱
石を主原料とする高炉転炉法とスクラッ
プを使用する電炉法がある。電炉法に

は原料を厳選して軸受鋼などの高級鋼
やステンレスを製造する特殊鋼分野があ
るが、本稿では市中スクラップを使用し
て棒鋼や小型型鋼などの建材を生産す
る普通鋼電炉（製鋼用アーケル）を対
象とする。

日本では年間製鉄量1億トンの約
25%を電炉鋼が占めるが、中国では約
12%である。しかし総製鉄量が大きいた
め電炉鋼の生産量は年間1億トンに達
する。図1に中国の電炉鋼生産量と総
製鉄量に対する比率を示す。2000
年ごろの論調では、中国は電力事情が
悪くスクラップ不足のため、電炉鋼の発
展は期待できないとのことであったが、
その後スクラップの大量輸入国となり、
近年ではスクラップ輸出に転じた。昨
今の自動車等の普及をみると今後はスク
ラップ発生の増加が予測され、先進国の
過去のトレンドを見ても、電炉鋼の生産
量と比率はさらなる拡大が見込まれる。

中国でのスクラップからの建材生産に
ついては、以前から地条鋼が話題になっ
ていた。これは小型の誘導溶解炉でスク
ラップを溶解して地面に置いた鋳型に流
し込み、圧延せずにそのまま建材とする

ものである。誘導炉では精練が困難なた
め不純物を除去できず、圧延しないため
鋼の組織も緻密ではない。強度不十分な
地条鋼による建築上の問題の多発と製造
時の環境汚染のため、中国では17年に地
条鋼は禁止された。正確な統計データは
ないが、地条鋼生産量は年間1億トンに
達していたと推測される。

地条鋼の禁止によりスクラップが余剰
になるとともに製鋼用アーケルの新設・
増産計画が増えてきた。また思わぬ余波
として電炉（アーケル）の主要資材であ
る黒鉛電極の逼迫がある。中国での黒鉛
電極製造は環境汚染源の一つとされて製
造中止に追い込まれた電極メーカーも多数
あり、電極不足に拍車をかけた。中国
製電極を使用してきた東アジアの電炉
製鉄所の中には電極不足から操業停止・
減産を余儀なくされたところもある。

2. 電炉製鉄プロセスの概要

高炉転炉法の主原料である鉄鉱石や
石炭は成分の把握が容易であり、廃プラ
スチックのような人工物質は含まれない。
これに対して電炉法の原料である鉄スク
ラップは市中から回収される廃棄物であ

るため、油分・塗料・プラスチック等の
可燃分・有害成分を含み、食缶では食
物残渣まで含む。スクラップ中には鉛や
メッキ鋼板由来の亜鉛等の重金属、電線
からの銅など削屑を含み、原料スクラッ
プの正確な分析は不可能である。

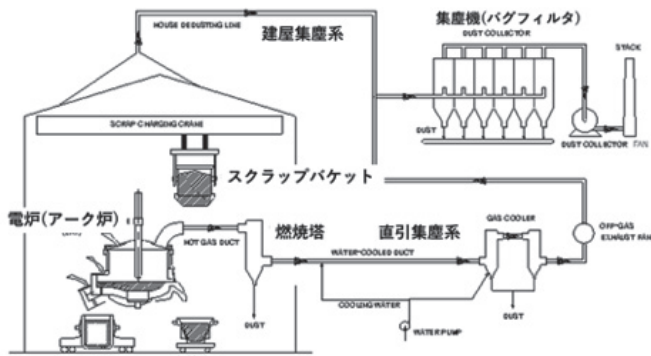
図2に電炉製鋼工場の設備構成を示
す。この図では特に環境面で問題となる
排ガス処理系を記載した。原料鉄スク
ラップの嵩密度は0.7～0.9 ton/m³、
鉄の10%程度であるため、炉への装入は

図1 中国の電炉鋼生産量の推移



出所：世界鉄鋼協会、WINDより作成。2018年：丸紅経済研究所推定値
(出所) 丸紅経済研究所

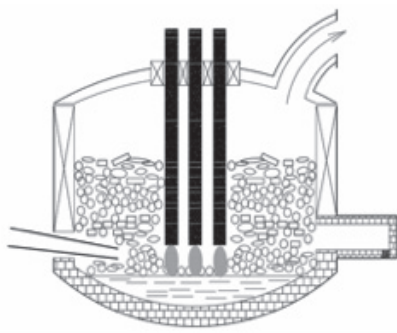
図2 電炉製鋼工場の排ガス処理システム



(出所) 筆者作成

3〜4回に分けて行われる。すなわち溶解後の追装入、再溶解後の再追装入である。
スクラップ装入時には付着可燃物の燃焼が起こるため大量の熱風の発生と炉外への吹出しが発生し、この処理のために大容量の建屋集塵装置が設置される。また炉内での溶解精錬中には高温高含塵ガスが発生する。このガス中の未燃分を燃焼塔で燃焼後、水冷ダクトと水スプレーによる直引集塵装置で冷却除塵する。標準状態での集塵風量は100トン炉の場合、建屋系20000m³/min、直引系2500m³/min程度である。

図3 電炉内のスクラップ溶解



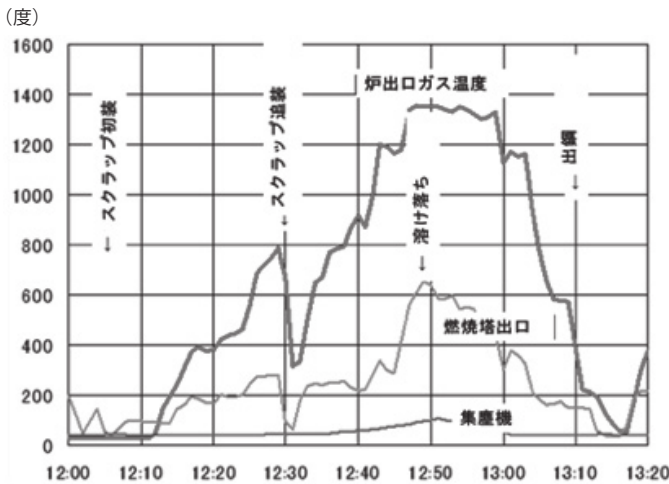
(出所) 筆者作成

溶解終了後は溶鋼上に溶融スラグを形成して脱硫・脱リン・脱炭等の精錬と成分調整を行い、約1600度の溶鋼は連続鑄造工程へ送られる。スクラップ初装入から出鋼までの所要時間は約1時間である。溶鋼は連続鑄造設備で120mm□×6m(□は角材)長程度の鋼片(ビレット)となり、その後圧延工程を経て鋼材として出荷される。
3. 電炉製鋼の環境問題
高炉転炉法で問題となる環境汚染物質は主として焼結排ガスからの粉塵、硫黄酸化物、窒素酸化物と、コークス炉から発生する粉塵や乾留ガスの漏れ等であり、規模が大きく目につくため大気汚染源として問題視されている。中国の大都市では自動車排ガスとともに汚染の元凶として高炉製鉄所の移転や環境対策強化が指示されている。
日本の鉄鋼業では目に見える環境汚

染問題と対策は一段落して、昨今では日本鉄鋼連盟の環境に関する国際協力のテーマは温室効果ガス(CO₂)の削減に移ってきた。高炉法では鉄鉱石の還元に必要なエネルギーを消費するため、製品単量当たりのCO₂排出量は電炉製鉄の4倍と言われている。CO₂削減が義務付けられた中国政府は高炉設備から電炉への転換を促している。しかし高炉法と電炉法の比較は大きな鉄資源リサイクルの中の役割分担であり、その違いを無視してエネルギー消費だけを比較しても意味がない。
電炉法には排ガス中のダイオキシン類とスラグ・ダスト中の重金属という高炉法とは異なる環境問題が存在する。図3に電炉内での溶解現象の模式図を示す。装入されたスクラップは昇鉛電極間に発生する4000度を超す超高温アークにより溶解されて溶鋼となる。この過程で電極はスクラップ中を降下し、溶解はその先端で行われる。また溶解促進と電力節減のために酸素バーナも使用される。溶解点で発生する高温ガスはスクラップ層を上昇してスクラップに付着した可燃性物質を揮発・燃焼させるが、溶解初期には炉排ガス温度が低くこの燃焼は限定的である。排ガス中には可燃物が残り悪臭とダイオキシン類発生の原因となる。

またスクラップ中に含まれる亜鉛や鉛等の重金属は融点・沸点が低いため溶解中に金属蒸気となり、すぐに酸化されて酸化物微粒子としてダスト中に濃縮される。このためダストはダイオキシンを含むとともに重金属濃度が高く、有害廃棄物と認定されて単純廃棄はできない。
電炉の炉体は密閉されていないことと、スクラップは炉蓋を開けて装入するため、スクラップ装入時や精錬時に大量の粉塵が発生する。日本では30年ほど前までは多くの電炉建屋は側壁が開放型であったが、その後建屋主体を密閉構造として大容量の集塵装置を設置するのが一般的となった。しかし密閉建屋内では炉周りで作業床の粉塵濃度が上がり、作業員の健康問題が懸念される。また建屋の完全密閉は困難なため、隙間からの含塵ガスの漏れ出しがある。
4. 電炉の環境規制値と対策技術
前述のように、電炉工場の環境問題は高炉転炉法とは異なる面があり、対策にはそれに適した技術が必要となる。そこで電炉に固有なダイオキシン問題の概要を紹介する。
ダイオキシンは有機塩素化合物の一種であり農薬製造やごみ焼却の過程で300〜450度の温度範囲で芳香

図4 電炉排ガス温度の変化



(出所) Advanced Solutions for Environmental Issues in EAF Meltshop (M. Nakayama (Steel Plantech Co.), 2012.11 SEAIS)

イオキシシキ類が問題となり、日本では91年に全国の電炉からのダイオキシシキ発生状況の実態調査が実施された。電炉でのダイオキシシキ類発生は図3に示すような溶解初期に、スクラップ中の塗料・プラスチック・油分などに由来する塩素が結合して発生する。溶解初期のスクラップ層内はダイオキシシキ類生成に適した温度である。

(1) 電炉からのダイオキシシキ類の発生
日本では1983年にごみ焼却炉の集塵灰から検出されたのがダイオキシシキ問題の発端で、規制値や発生量低減のためのごみ焼却炉設計指針などが制定された。その後欧州で電炉排ガス中のダイオキシシキ類含有量は ng (この後は ng)という10億分の $1g$ レベルの超微量であり、分析の際にはガスサンプリング後に圧倒的に多量の共存物質を多段階的操作により除去する必要がある。さらに多種類の異性体ごとの濃度を測定して毒性係数を掛け、毒性を確定する(ng -TEQ)。現状では窒素酸化物のように炉からの発生状況をリアルタイムで計測することはできず、サンプルガスを数段階の吸収液に通して分析する。この計測と分析には特殊な技術と装置が必要であり、日本では1検体当たり40万円程度、期間は3〜4週間を要する。90年代初頭の日本で計測

表1 炉排ガス中のダイオキシシキ類規制値 (ng -TEQ/ m^3N)

	廃棄物焼却炉	製鋼用アーク炉	規制の根拠
日本	新設炉 0.1 既設炉 1.0	新設炉 0.5 既設炉 5.0	ダイオキシシキ類対策特別措置法
中国	0.1 (100 ton/d 超)	新設炉 0.5 既設炉 1.0	GB18485-2014 * GB28664-2012 **

(注) *は煉鋼工業大気汚染物質排出標準(中華人民共和国国家標準より)
**は生活ごみ燃焼汚染制御標準(中華人民共和国国家標準より)

い。日本の電炉工場を調査した91年時点ではその後制定された既設炉の規制値 $5.0ng/m^3N$ 値をクリアした炉がほとんどである。

本稿の記述に当たり、中国の電炉工場からの実際のダイオキシシキ類排出データと実施されている低減対策を調査した。しかし網羅された統計的なものは確認できず、いくつかの例を断片的に収集できたのみである。大手高炉製鉄所に併設された電炉工場では次項に説明する低減対策を実施して効果があるとの報告があるが、ある電炉工場からは対策は知って

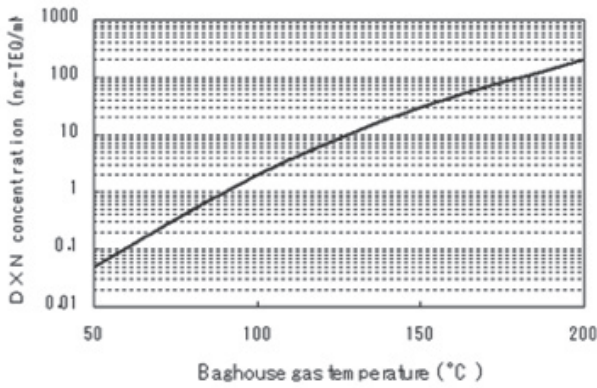
できる分析会社は2社と限られていて全国的なデータ収集は容易ではなかったが、最近はいくつかの企業が参画している。現在の日本と中国の炉排ガス中のダイオキシシキ類規制値を表1に示す。

焼却炉のダイオキシシキ類低減は後述のように電炉に比べて容易なため、焼却炉に比べて電炉の規制値は緩い。

ダイオキシシキ類は高分子炭化水素に塩素が結合したものであり、高温で容易に分解される。焼却炉の設計指針は、排ガスを 850 度以上の高温域に 2 秒以上滞留させ、その後急冷して再合成を防止することとなっている。電炉でもこの手法が有効との情報が欧州からもたらされ、日本では鉄鋼連盟が通商産業省(当時の補助金により97〜99年に某電炉工場にパイロットプラントを設置して実証実験を行った。しかしこのプロセスは有効ではあるが実炉への適用は技術的・費用的に問題があり普及していない。焼却炉は連続プロセスであり、変動しない排ガス温度の制御は容易であるが、電炉はバッチプロセスであり、排ガス温度は図4に示すように大きく変動する。常時 850 度以上の保持は制御困難で余分に燃料を必要とする。

しかし検討を進める中で電炉の場合には焼却炉と異なる対策の可能性が出てきた。溶解初期の低温度排ガス中には未燃の油分が含まれ、これが集塵機のフィ

図5 電炉排ガス集塵機ガス温度とダイオキシン類濃度***



(注) *** は Advanced Solutions for Environmental Issues in EAF Meltshop (M. Nakayama [Steel Plantech Co.], 2012.11 SEASIS)

多くの電炉製鉄所の計測データでは、突からの白煙と悪臭が観測され、この時点で排ガス中のダイオキシン濃度は相当に上昇していると思われる。

①直引集塵系のガス冷却能力を十分に確保する。

②アーク熱と酸素バーナ熱の着熱効率を上げて、余分な高温ガスを集塵系に送らない。なおこの考え方は炉全体の熱効率の改善にも効果がある。

③建屋集塵系能力は十分な大きさにして合流後の集塵機部温度を90度以下に抑える。操業の乱れにより短時間でも100度を超えるとダイオキシン類濃度は急上昇する。

日本では医療廃棄物や難燃性廃棄物の処理を電炉で実施している電炉工場があり、焼却炉並みの排出基準 0.1ng-TEQ/m³N を要求されることがある。この場合は集塵機上流側で活性炭粉の吹込み等の手段で対処できる。

最近の電炉工場の集塵システムは図2に示すように、直引系のガスを建屋系に合流させている。以前に建屋系と直引系を分離して別途に集塵機を設置した場合は、直引系集塵機温度が短時間180度を超えてダイオキシン濃度も現在の規制値を大幅に超えることもあった。

これらの知見により、以下のような集塵系の改善だけで新設炉のダイオキシン類排出規制値の0.5ng/m³Nをクリアすることは容易である。

(4) 電炉ダストの処理

スクラップの溶解精錬時には製鋼量の約1.5~2.0%のダストが発生し、ダスト中には約30%の鉄分と25%程度の亜鉛分、および若干の鉛が含まれて資源として非常に有用である。しかしこのダストは重金属に加えて高濃度のダイオキシン類を含有しているため、有害廃棄物に指定されて単純な埋め立てや海外への移転はできない。

資源が逼迫基調にある亜鉛をこのダストから回収するのは経済性のある事業であり、欧州や日本ほとんどの電炉ダストはロータリーキルンによる還元揮発法で処理されている。しかしこのプロセスにはキルン排ガス中のダイオキシン類と残渣中の残留重金属という課題が残る。日本の場合は亜鉛回収設備からの排ガス中のダイオキシン類濃度規制値は新設炉1.0ng-TEQ/m³N、既設炉10.0と電炉よりもさらに緩い数値であるが、今後強化されていくと思われる。

中国における亜鉛回収の事業化調査報告書では、ダスト発生量は膨大であるが、未処理のダストも相当に存在すると

の情報がある。また一方では、処理設備のない東南アジアの電炉ダストの相当量が中国の亜鉛精錬メーカーに有価物として引き取られているという事情もある。中小電炉製鉄所の環境問題と同じく、この分野も中国の統計的な情報は得られていない。今後の中国で電炉製鉄所に環境規制が強化されていく際には、環境に適合したダストの処理も避けて通れない課題であろう。

競争力がある高炉製鉄所の規模は年産300万~1000万トンであるが、電炉製鉄所はその10分の1の規模であり、プロセスも比較的単純なため、中国でも小規模工場が多数存在する。そのため、高炉製鉄所と異なり中国の電炉製鉄所のエネルギーデータや環境データを網羅した資料は把握できていない。本寄稿文を構想した当初は、中国電炉製鉄所の環境問題の実態を紹介しようとして意図した。しかし入手できた情報が断片的であり、本文では主に日本発の電炉環境対策技術を説明した。中国と東南アジアとの間では、中国からのビレットや黒鉛電極の輸出、ダストの引き取り等密接な関係があり、省エネと環境分野での中国国内での課題解決後は東南アジア諸国との協力が期待される。



ダイナミックな成長を遂げる中国生命保険市場 —世界が注目、プラットフォームによる新たな保障プランの提供

● 片山ゆき 株式会社ニッセイ基礎研究所 保険研究部 准主任研究員

今や、世界第2位の規模にまで成長した中国の保険市場。2017年には生命保険の市場規模が日本を抜き、生保・損保の両方が米国に次いで2位に浮上した。

急成長をする中国生命保険市場であるが、市場の規模拡大をあまりにも重要視しすぎたため、経営における健全性の確保、規制の強化の問題も出てきている。また、米中間の貿易摩擦からくる消費の落ち込みの影響もあつて、18年以降、成長に急ブレーキがかかる事態にもなっている。

こうした市場の欠落を埋めるようにプラットフォームによる保障プランが急拡大するなど、中国の生命保険市場は、まさに大きなうねりの中にある。

TOPICS 2017年、世界第2位の生保市場に浮上

中国の生保市場が急成長している背景には、まず、国民の所得が向上する中で、一定の投資収益への期待や資産形成を目的として、生保商品の需要が大きく増加している点がある。中国では、養老、年金といった貯蓄性の高い保険が多く販売されている。

また、少子高齢化が日本よりも速く進む中国では社会保障費が急増しており、社会保障制度によるカバーが追いついていない状況にある。国は早い時期から自助努力による保障を

掲げており、医療や年金の社会保険の補完として、保険商品に寄せる期待は日本よりも大きい。

図1は、17年の生命保険料収入シェア上位5カ国について、14年に遡って増加率の推移を示したものである（現地通貨ベース）。それによると、特に、15年以降は米国、日本、フランスといった上位国が苦戦する中、中国は20%を上回る高成長を維持している。17年の世界全体の前年比増加率が2・9%であることを考えると、その勢いがうかがえる。

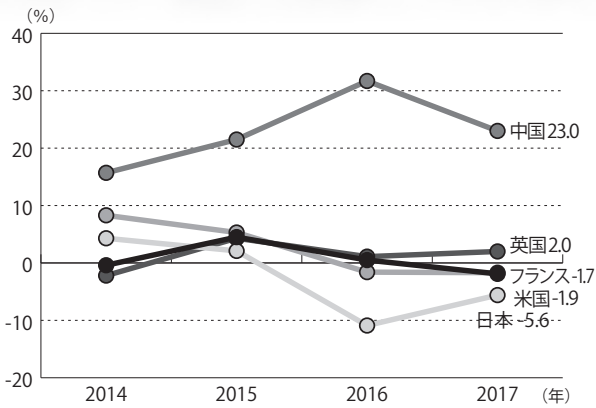
では、世界における中国生保市場のシェアはどのように推移してきたのか。

図2は、17年時点での上位5カ国について、00年に遡ってシェアの推移を示したものである。中国のシェアは00年時点では0・8%（世界では第18位）であったが、その後、17年の時間をかけて、シェアを10ポイント以上引き上げた。このような急成長を遂げて、17年に12・0%を占める第2位となった。

一方、00年時点の上位3カ国（米国、日本、英国）が占めるシェアは全体の67・3%であったが、17年時点（米国、中国、日本）では44・1%まで縮小しており、近年、新興国マーケットを中心に市場の多様化が進んでいることがわかる。

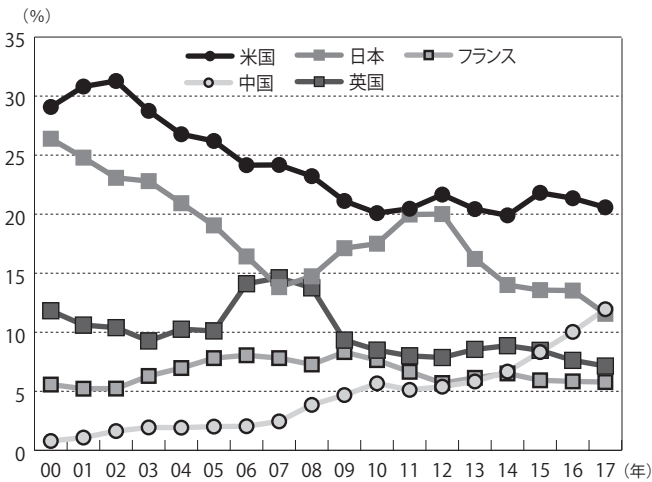
このように、急成長を遂げる中国生保市場であるが、多くの人口を抱えていることから、国民に保険が広く普及している状況にはない。17年の国民1人あたりの保険料（生保）は225ドルで、日本のおよそ11分の1にあたり、世界平均の353ドルにも達していない。また、GDPに対する保険料（生保）の割合は2・7%とこちらも世界平均の3・3%にも達していない状態にある。国としても、市場の成長に積極的であり、保険が国民にまだ広く普及していない状況からも、今後の成長余地は大きいといえよう。

図1 2017年上位5カ国における生保収入保険料の増加率の推移



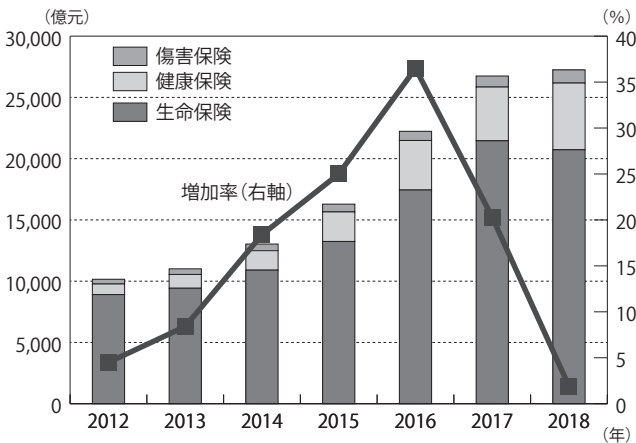
(注) 現地通貨ベース。
(出所) SwissRe Sigma「World insurance in 2014-17」に基づいて作成

図2 2017年上位5カ国における生保収入保険料シェアの推移



(注) ドルベース。
(出所) 図1に同じ

図3 中国生保収入保険料の推移



(出所) 中国銀行保険監督管理委員会の公表データより作成

TOPICS

17年までの急成長から一転、18年は成長が急落

上掲の通り、近年、中国の保険市場は2桁成長を続け、世界の市場を牽引してきたとも言えよう。それにもかかわらず18年の中国生保市場は17年までの高成長から一転、成長に急ブレーキがかかった。18年の生保収入保険料は前年比1・9%増の2兆7247億元(約43兆円)で、前年と比べて増加率がここまで落ち込んだのは会計基準の改訂があった12年以来である(図3)。

18年に成長が急落したのはなぜか。その背景には、16年後半以降進められている市場の健全化に向けた一連の施策や規制の効果が考えられる。中国国内では、15年から16年前半にかけて、一部の中堅生保によって高利回りを謳ったユニバーサル保険がインターネットを通じて大量に販売されていた。一定の投資収益への期待や資産形成ができる商品として、その需要が爆発的に増加した。図1に見られる15年以降の高い増加率はこのような商品によって支えられていたといえる。

しかし、一部の保険会社はそのような保険商品の利回りを確保するために、上場他社の株式を大量に買い付けたり、敵対的買収や運用規制を超えた投資を繰り返した。また、それによって、資産と負債のデュレーションのミスマッチなど多くの問題が発生した。国は金融リスク発生回避のため、また、当局は市場の健全化のため、16年後半より、販売総量規制、投資・運用規制を導入すると同時に、販売が行き過ぎた保険会社には新規引受禁止、株式投資の禁止、経営トップへの行政処分などを下している。また、

当局のトップの更迭、監督組織の再編など、国による監督官庁への処分も進められた。同時に、保険会社に対しては、保険商品の本来あるべき役割をはたすべく、定期、終身、医療などの保障性商品、契約期間が長期で平準払いの貯蓄性商品の販売へのシフトを強く指導した。17年後半には、これらの商品に、ユニバーサル保険を運用特約として付帯することを禁止したり、契約期間が短い一時払商品の販売の規制も発表している。18年は経済成長の鈍化や、米中貿易摩擦の影響による

社会全体の消費の落ち込みもあるが、当局による市場への強力な規制がはたらき、生保市場の成長にブレーキがかかる事態となった。

商品の動きをみると、養老保険などを中心とした「生命保険」の収入保険料が前年からマイナス（前年比3・4%減）に転じる一方、医療保険を中心とした「健康保険」の保険料収入が同24・1%増と大幅に増加するという動きもあった（図4）。

「健康保険」の販売が大幅に増加した背景には、ある映画のヒットによって、医療に対する社会的な関心が高まったことも理由の一つとして挙げられよう。18年は映画「我不是薬神（邦題…ニセ薬じゃない）」がヒットし、公的医療保険制度における高い自己負担額や、癌や白血病など重大疾病における多くの治療薬が保険適用外である点について社会の関心が一気に高まった。また、18年の同時期にウケチン製造大手企業による偽造といった問題も発覚している。政府はこのような医療を取り巻く状況と国民の反応を重く受け止め、18年10月に17種の抗がん剤を急遽保険適用にしている18年は監督当局による保険市場形成への指導、さらに、元より社会的関心の高い医療問題に映画のヒットが加わ

り、その波及効果として医療保険（健康保険）への関心、需要が拡大したと考えられる。18年の医療保険を中心とした健康保険の市場は、17年よりシェアを3・6ポイント上げ、保険全体の2割を占めるに至っている。

TOPICS インシュアテックが成長の 明暗を二分ける

このように、中国の生保市場は世界第2位に躍り出たものの、市場が成熟しているというわけではない。急成長の裏には、市場が抱える内的課題（保険経営の健全性の確保、商品の最適化など）や、外的課題（公的医療保険の整備状況）など、多くの課題を抱えており、成長しながら同時にそれらの問題に対処していくという状況にある。また、中国社会全体に目を移すと、デジタル化が急速に進んでおり、保険会社の成長戦略や販売チャネル、商品のあり方についても大きな変換がもたらされている。

例えば、生保大手第2位の平安人壽は、他社よりも早くインシュアテックを戦略の柱の一つに掲げている平安保険グループ傘下の生命保険会社である。

平安保険は、これまで首位を維持してきた国有最大手である中国人寿

をしのぐ勢いで成長している。本業の保険事業とシナジー効果の高い金融分野（レンディング、ネット金融商品など）、医療分野（オンライン医療、薬のネット販売など）に積極的に投資している。アリババグループがEC（電子商取引）やネット決済を核に様々なサービスを提供できる経済圏を形成しているのと同様に、平安保険は金融サービスを中心とした金融経済圏（保険・銀行・投資・ネット金融）を形成している。つまり、中核となる本業の周辺に資源を投下することで、自社のコアコンピタンスを強化している。結果として、本業以外にも収益を確保するなど、保険事業にとどまらず金融業全体を牽引する存在となりつつある。

18年の平安保険グループ全体の純利益における各事業の貢献度をみると、生命保険・健康保険が62・5%と最も多い（表1）。また、フィンテック事業やオンライン医療サービスは全体の6・0%と貢献度は小さいものの、収益額が前年比24・9%増と大幅に増えており、グループ全体でそのプレゼンスを向上させている。

図5は、中国生保市場の上位5社の市場占有率について、12年以降の推移をみたものである。12年と18年の占

有率を比較し、唯一大きく上昇しているのが平安人壽である。加えて、首位であった中国人寿と平安人壽の占有率の差は、12年当時の19・5ポイントから3・4ポイントまで縮小している。これまで首位を堅持し続けた中国人寿に肉薄する状態にある。

18年は市場全体の業績不振が伝えられる中で（市場全体では前年比1・9%増）、平安人壽は保険料収入が同21・1%増の4469億元と好調を維持した。首位の中国人寿が同4・7%増の5362億元であったことを考えると、その勢いが市場や他社を遙かに凌いでいることがわかる。

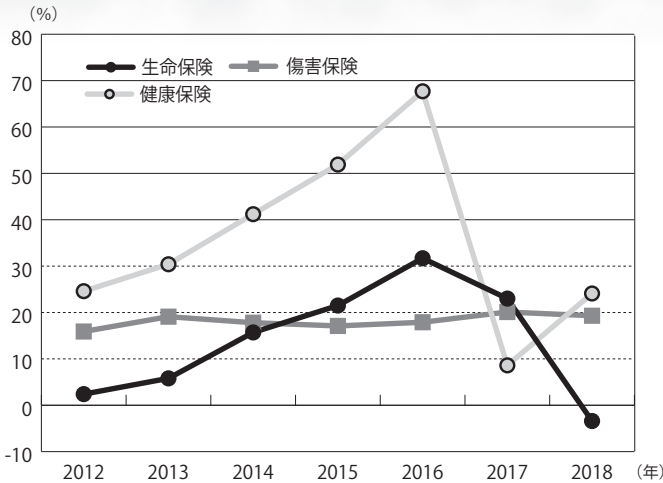
TOPICS プラットフォーマーによる 新たな医療保障の提供

上掲の平安保険によるインシュアテックの取り組みに加えて、18年は、大手プラットフォーマーである阿里巴巴（アリババ）グループが会員向けに開発した重大疾病保障が話題となった。オンラインで加入受付を開始後、わずか1カ月で加入者が2000万人を超えたというモンスター級の医療保障——「相互宝」（シャンフ・バオ）である。

なお、19年5月8日時点で加入者は5784万人に達している。

「相互宝」は加入から保障コストの

図4 保険種類別の収入保険料増加率の推移



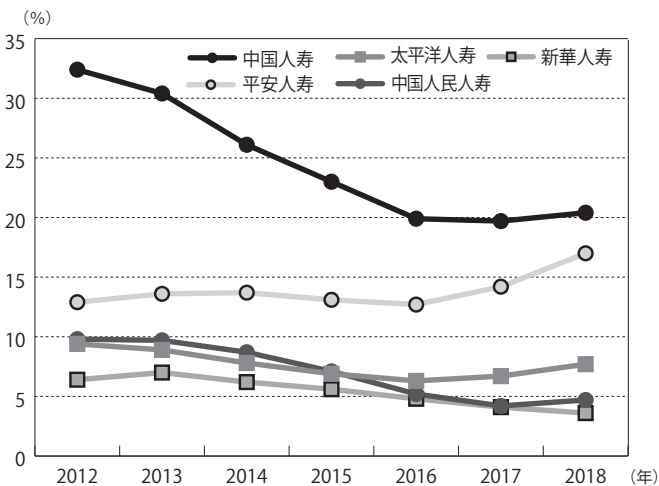
(出所) 中国銀行保険監督管理委員会の公表データより作成

表1 平安保険グループの純利益構成からみる各事業の貢献度

事業	業績 (百万元)	貢献度 (%)	業績・前年比増加率 (%)
生命保険・健康保険	70,320	63	34.9
損害保険	12,215	11	▲8.2
銀行	14,394	13	7.0
信託	3,008	3	▲23.9
証券	1,599	1	▲21.7
その他資産管理	8,264	7	16.3
フィンテック・オンライン医療サービス	6,770	6	24.9
その他	▲3,996	▲3.6	-
全体	112,573	100	18.9

(出所) 中国平安保険 IR 資料より作成

図5 中国生保上位5社の市場占有率の推移



(出所) 図4に同じ

支払い、給付金の受取に至るまで、全てアリババグループ内で提供されるネットサービスで完結する。一般的な保険商品とは異なり、加入時に保険料に相当する保障コストがかからない。保障コストは、将来時点で発生する給付の多寡に応じて、会員が均等に負担し、後払いをする。一般的な民間保険商品と比べても破格の安さとなつているが(半年で0・1元、2円ほど)、給付の対象となる重大疾病は100種、給付金は生後30日〜39歳の場合は30万円、40〜59歳の場合は

10万円と通常の民間保険商品と比較しても遜色ない。なお、相互宝は通常の民間保険商品(相互保険を含む)には分類されていない。加入の条件は、年齢が18〜59歳であること、健康状態が要件を満たしていることで、アリババ経済圏の消費行動を偏差価値化した、個人情報格付「ゴモスコア」の内容を審査し、総合的に判断される。この新しい仕組みが、保険料が高くて重大疾病保険への加入に二の足を踏んでいた若いネットユーザーや相対的に所得の低い都市に

住む出稼ぎ労働者にヒットした。上掲の映画にも関係するが、中国において医療保障の需要の高さを裏付ける結果にもなった。所得が相対的に高いとは言えない人々が治療費の高いがんや重大疾病にかかったとしても、経済的な理由で治療をあきらめなくては、という選択肢を与えた意義は大きい。アント・フィナンシャルは、2年後の21年までに相互宝の加入者数を3億人にするという目標を掲げている。これは国民全体の2割に相当する。上掲の平安保険グループの契約者数が

1億8000万人(18年末)であることを考えると、その規模の大きさがうかがえよう。このように、中国の生保市場は、内々に課題を抱えながらもダイナミックに成長をしている。プラットフォームが提供する医療保障は、民間保険市場の欠落部分をフォローするだけでなく、世界に類を見ない新たな保障の提供としても注目されている。いまや中国の保険市場は、今後の行方を探る世界の実験場にもなりつつあるのだ。

的財産法制

中島敏法律特許事務所
弁護士・弁理士 中島 敏

ます。これが確定できない場合には、技術を改良した側が専ら利益を得ることになり、条例 27 条が適用されたのと同じ結果になってしまいます。当事者間で、技術移転契約締結時に、改良技術の定義、範囲を判断する基準、利益を配分する基準等について、事前の約定をいかに定めるかの実務に委ねられることとなります。

(3) 条例 29 条 (制限条項の禁止) の廃止

廃止された条例 29 条は、技術提供側が技術受領側に対して次のような要求又は合理的でない制限を行うことを禁止した規定です。

すなわち、①必須でない技術、設備の購入等、②特許権有効期間満了後又は特許無効宣告後の使用料支払い、③技術の改良、使用の制限、④類似技術、競合技術の取得を制限、⑤原材料、設備等の購入経路の制限、⑥生産数量、売買価格等の制限、⑦製品の輸出ルート等の制限でした。

条例の上位法である法 329 条は、「技術を不法独占し、技術進歩を妨害し又は他人の技術成果を侵害する技術契約は無効とする。」と規定しています。

さらに、最高人民法院が定めた司法解釈「技術契約紛争案件の審理に法律を適用する若干の問題に関する解釈」10 条には、前記 7 項目のうち、ほとんどの行為が法 329 条の「不法な技術独占、技術進歩の妨害」に該当する具体的行為として明示されています。外国企業にとって、条例 29 条の規定が消滅し契約法が直接適用されることとなったとしても、禁止行為であることに変わりはありません。

3. 特許法第 4 次改正の審議開始

特許法第 4 次改正については、米中貿易摩擦が生じた後に国務院常務委員会が正式の改正案が採択され、全人代に提出されたことが 19 年 1 月 4 日に公表されました。

改正案は、特許権の行使が信義誠実の原則を順守しなければならない、権利を濫用してはならないことを明示したうえで、特許権の侵害がなされた場合には十分な救済が為されるよう特許権保護を強化する姿勢を明確に表明したものとなっています。主な条項は次のとおりです。

①特許出願と特許権の行使は信義誠実の原則を順守しなければならない。特許権を濫用して公共の利益と他人の合法的権益に損害を与え、または競争を排除、制限してはならない。②故意による侵害行為で情状が重大な場合の損害賠償の上限をそうでない場合の 5 倍とすることができる。③損害額認定が困難な場合の法定賠償額について、その上限を 100 万元から 500 万元へと 5 倍化する。④賠償金額算定のために帳簿・資料の提出が不可欠の場合、法院は侵害者に対し帳簿の提出を命令することができ、侵害者が提出しないときは権利者の主張と提供した証拠を参考に損害額を認定することができる。⑤特許権侵害による損害賠償請求の訴訟時効を 2 年から 3 年に延長する。⑥中国では裁判所だけでなく、地方政府 (地方行政機関) も知的財産権紛争の処理にあたること

ができる。ただし、請求できるのは侵害行為の差止に限り、損害賠償については調停を求められるに止まる。今回新たに、中央政府である国務院の特許行政部門も全国的に重大な影響を有する特許権侵害紛争の処理を行うことができる旨が新しく定められた。⑦意匠特許権の保護期間を 10 年から 15 年に変更する。⑧医薬品特許について一定の要件のもとで最大 5 年間の特許期間延長を認める。⑨特許の活用を促進するため、「開放許諾」(中文は「開放許可」)の制度を新設する。これは、特許権者が実施許諾料の支払方法と基準を明確に定めて、何人に対しても実施許諾する旨を表明して、これを知識産権局が公告し、実施希望者が書面で特許権者に通知して、実施許諾料を上記支払方法と基準に従って支払うことによって特許権実施契約が成立する、特許発明活用の新たな制度を設ける。

特許法改正だけは本稿執筆時においては未成立ですが、本年中には成立の見通しです。

4. 商標法の改正

商標権の改正が 19 年 4 月 23 日に成立し、同年 11 月 1 日から施行されることとなりました。

商標権の侵害が故意によってなされ、情状も重大である場合には、通常の侵害事件の 1 倍以上 5 倍以下の賠償金の支払を命じることができる (従来は 1 倍以上 3 倍以下)、また損害賠償の算定が困難な場合に裁判所が定めることのできる法定賠償額の上限を従来の 300 万元から 500 万元へ増額しました (63 条 1 項、3 項)。これにより商標権の保護を強化しました。

5. 反不正当竞争法の改正

反不正当竞争法も 19 年 4 月 23 日の全人代常務委員会により改正決定され、決定の公布日から施行されました。

改正法では、事業者が故意に営業秘密を侵害する行為を行い、情状が重大な場合には、通常の賠償額の 1 倍以上 5 倍以下の賠償額を確定できる旨の規定を新設し、また不正競争行為によって受けた損害額の算定が困難な場合に裁判所が認定できる賠償額を 500 万元以下とすることとし、従来の規定 300 万元以下から増額しました (17 条)。これにより、営業秘密の保護を強化しました。

6. 最高人民法院の特許訴訟上訴審管轄

全人代は 18 年 10 月の決定で、意匠特許を除く特許、技術秘密等の民事訴訟、及び意匠特許を含む知識産権局の処分に対する行政訴訟に関しては、従来の高級法院でなく最高人民法院が上訴審 (中国は二審制です) を直接管轄することを決めました。分野を定めて上訴審を最高人民法院が一括して管轄するとしたのは初めてのことであり、中国が知的財産権を重視していることの現れと理解されます。



米中貿易摩擦への対処・整備進む中国知

Q 米中貿易摩擦に対処する中で、中国は知的財産権法制の整備を進めていると伝えられていますが、具体的にはどのような内容ですか。

A 中国は既に高度の知的財産権法制を有していますが、現在の米中貿易摩擦に対処する必要もあって、さらに整備を加速させ、信義誠実原則の順守、知的財産権保護の高度化、内外人对等の原則等を徹底するよう、法令の改正を進めています。

2018年に始まった米中間の貿易摩擦は、本稿執筆段階の19年末5月末になっても収まる気配がありません。米国は、中国が知的財産権を保護していない、知的財産権を有する米国企業を買収し、あるいは違法にノウハウを窃取し、また、中国に進出する外国企業に対して技術の開示や中国企業への移転を強制している等と非難しています。

本誌18年12月号で荒井寿光氏(元特許庁長官)が述べられた表現を借りれば、米中間紛争の本質は、「知財強国への道を突き進む中国」の力が、20世紀の覇者米国の脅威になるほどに高まったことで発生した「米中知財戦争」であり、21世紀の技術覇権を巡って長く続く紛争の序幕とも言えるようにも思われます。

中国が知的財産権保護のために既に施行している法制度は先進国とほぼ同等の内容であり、その制度を利用した特許出願等も世界一の規模を誇っています。

さらに、18年秋以降、そのレベルを上げるために一連の法令改正に取り組み、19年4月までには、ほぼ現段階の整備を終えたと考えられます。以下、約半年の間に異例の速さで進められた知的財産関係法令の最新の整備を概観します。

1. 外商投資法の新設

周知のように、全人代は19年3月15日に外商投資法を成立させました(施行日は20年1月1日)。

外商投資法は、外国からの投資について従来適用されていたいわゆる外資3法に代わって統一した外資法であり、その特徴は国が制定する特定の領域(ネガティブリスト)を除いて、国内企業と同等の待遇(内国民待遇)を保障する(4条)ところにあります。

知的財産の保護と技術協力(中文は技術合作)については、22条に規定されており、その1項で知的財産権の保護と知的財産権侵害行為に対する法的責任の追及を定め、2項では「国家は外商投資の過程において自由意思の原則及び商業規則に基づいて技術協力を実施することを奨励する。技術協力の条件は投資各方が公平の原則に従い平等に協議して確定する。行政機関及びその職員は行政手段を利用して技術譲渡を強制してはならない」と規定して、行政手段による強制的な技術譲渡を禁止しました。

2. 技術輸出入管理条例の一部改正

技術移転の実務と直接関係するのは、「技術輸出入管理条例」(以下、「条例」といいます)の改正です。

今回の条例改正は、全55条のうち、24条3項、27条、29条の3カ条を削除することであり、19年3月18日に公表され、即日施行されました。これにより内国民待遇が実現し、外国企業にとって判断の中も拡がります。

(1) 条例24条3項(第三者権利の侵害と技術提供者の責任)の削除

削除対象となった24条3項の規定は、「技術輸入契約の技術受領者が契約の約定に従い技術提供者の提供した技術を使用したことにより、他人の合法的權益を侵害した場合は、技術提供者が責任を負う」旨の条項でした。

他方、1999年施行の契約法(以下、「法」といいます)353条は、「譲受人が約定に従い特許を実施し、技術秘密を使用したことにより他人の合法的權益を侵害した場合は、譲渡人が責任を負う。ただし当事者が別段の約定をしたときは除く」と定めて、譲渡人が責任を負うことを原則としながらも、これと異なる約定の有効性を認めています。

条例24条3項が削除されたことにより、外国企業による技術移転についても法353条が直接適用されることになり、初めて内国民と同じ処遇を受けることとなりました。

このため、万一提供した技術の使用が第三者の特許権侵害等を生じた場合に、技術提供者である外国企業が免責され、または責任が軽減されるためには、技術移転契約書等において技術受領側との間でその旨の合意がなされていることが不可欠となります。技術提供者にとっては、実務上この点に充分留意することが重要です。

(2) 条例27条(改良技術の帰属)の削除

削除された条例27条は、契約期間中に供与技術を改良した技術の帰属について定め、「技術輸入契約の有効期間内において、技術改良をした成果は改良した側に帰属する」旨の規定でした。

条例27条が廃止された結果、改良技術については法354条が直接適用されることとなります。法354条は、「当事者は互恵の原則に従い、技術譲渡契約中に特許の実施、技術秘密の使用に後続して改良した技術成果の分益方法を定めることができる。約定がなく又は約定が不明確で本法第61条の規定によっても確定できない場合は、一方当事者が後続して改良した技術成果について、他の当事者は利益を分ち受けることができない」と定めています。これによると、改良技術の「帰属」よりも「分益」をはかるべきとされ、①事前の約定、②補充協議(契約法61条)、③契約関係条項又は取引の慣行(同上)の順に従って分益の内容を確定することになり

情報クリップ

2019年5月

■ 5/12～15 2019年日中経済協力会議－於黒龍江第1回準備会議開催

当協会は13日に黒龍江省ハルビン市で掲題準備会議を開催した。会議には中国東北4省区の商務庁関係者が出席し、会議日程、プログラム等について協議した。また、7月下旬の同会議開催に向け、地域産業視察先の候補であるハルビン楽活医養家園、中央大通り等を視察した。

■ 5/14 楊羽・成都市發展改革委員会主任一行が来会

楊羽・成都市發展改革委員会主任一行6人が来会し、省エネ・環境分野をはじめとした有望な協力分野における今後の交流について意見交換を行った。

楊主任は、日本企業が高度に省エネ・環境を重視し、持続的な発展につながる技術を積極的に導入している姿勢や、高い利便性を持つ都市部の交通事情の発展について、日本から学ぶことが大いにあると述べた。当方からは、省エネ・環境分野についての事業を紹介しながら、今後さらに関係を深めたいと話した。

■ 5/17 国務院参事室一行が来会

張彦通・国務院参事室副主任、湯敏・国務院参事等一行5人は、キヤノングローバル戦略研究所の受け入れで来日し、当協会を訪問した。当日は、杉田定大専務理事をはじめ幹部職員との間で、日中貿易、投資協力等について幅広く有意義な意見交換が行われた。

■ 5/20 2019年度賛助会員セミナー(第1回)「米中関係のもとでの中国経済・金融政策動向」開催

本セミナーでは、『日中経協ジャーナル』19年4月号スペシャルレポート「日中経済産業白書2018/2019」の執筆者、北原基彦・日本経済研究センター主任研究員および萩原陽子・三菱UFJ銀行経済調査室調査役から、第13期全人代第2回会議での結果を踏まえ、現在の米中関係のもとでの中国の経済政策および金融政策の動向について解説いただいた。参加者は約40人。

■ 5/27 景俊海・吉林省省長との夕食懇談会

景俊海・吉林省省長の来日に際し、当協会は都内で、宗岡正二会長をはじめとする企業トップらの出席を得て夕食懇談会を開催した。景省長は発言の中で、吉林省は天然資源が豊富であり、農業や観光をはじめとする多くのビジネスチャンスがあり、日本からより一層の市場参入と投資を歓迎したいと述べた。

この他、日本側企業代表数社から吉林や中国各地で展開する事業の紹介があり、自由交流を含めて活発な交流が行われた。

■ 5/28 決算理事会・評議員会開催

宗岡正二会長をはじめ、副会長、常任理事、理事の列席のもと第30回理事会を開催した。宗岡会長の挨拶に続き、来賓として経済

産業省通商政策局北東アジア課 小林浩史課長からご挨拶があった。続いて、杉田専務理事より、平成30年度事業報告書・決算報告書、公益目的支出計画実施報告についての報告、伊澤理事長より、常勤役員候補の推薦、次期役付理事等についての説明を行い、異議なく原案通り承認された。また、同日、南直哉評議員会議長および評議員のご出席のもと、第20回評議員会を開催した。

■ 5/29 重慶市と当協会が「重慶 - 日本経済交流懇談会」を開催

当協会は重慶市と共催で5月29日、「重慶 - 日本経済交流懇談会」を都内で開催した。重慶市は、唐良智市長を団長とした政府や企業関係者でつくる代表団が来日・出席した。日本側は、宗岡正二会長をはじめとする企業トップら19人が出席した。挨拶に続き、張智奎重慶市商務委員会主任が同市の経済社会発展状況・投資環境を紹介した。続いて、日本側参加者が、同市での取り組みや、今後の中国市場での事業の展望について発言した。唐良智市長は、多くの日本企業が重慶市に拠点をおくことに謝意を示すとともに、同市が中国西部地区における経済の一大拠点であることや、一带一路の推進においても重要な位置付けにあることなどを紹介し、日本からのさらなる投資を歓迎すると述べた。また今回の懇談会を契機に、日本企業とはより広い分野での協力を進めていきたいとの期待を表明した。



■ 5/29～31 日中経済知識交流会 仙台で開催

第37回日中経済知識交流会が、仙台で開催された。会議では「世界経済情勢」「日中・地域経済情勢」「経済協力とイノベーション」の3つの分科会が実施された。日中双方の有識者が米中対立問題、日中経済の今後、日中の第三国市場協力やWTO改革、中国のイノベーションに対する協力などの様々なテーマにおいて、有意義な議論を重ねた。中国側は李偉・国務院発展研究中心主任(当時)以下26人、日本側は福井俊彦・キヤノングローバル戦略研究所理事長をはじめ24人の参加があった。

■ 5/30 江蘇省・日本イノベーション発展協力フォーラムを共催

江蘇省人民政府主催の「江蘇省・日本イノベーション発展協力フォーラム」(当協会など共催)が5月30日、都内で開かれた。企業関係者など600人以上が参加した。婁勤儉・同省書記が基調講演し、中国の経済発展をけん引する同省の最新の経済状況を説明したほか、多数の日系企業が進出・活躍していることに謝意を示すとともに、さらなる協力を呼び掛けた。新たな投資案件などを含めた調印式があり、11件の覚書が締結された。

J+C ECONOMIC JOURNAL

2019年8月号は・・・

■ SPECIAL REPORT

2019-20年の中国ビジネス
環境概説

日中経協ジャーナル

2019年7月号(通巻第306号)令和元年6月25日発行

発行人 高見澤学

発行所 一般財団法人日中経済協会

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

東京 〒102-0071 東京都千代田区富士見1-1-8 千代田富士見ビル2階

TEL. 03-5226-7351 FAX. 03-5226-7221

大阪 〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所ビル2階

TEL. 06-4792-1776 FAX. 06-4792-1778

URL: <http://www.jc-web.or.jp>

禁無断転載 © JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION 2019

デザイン・印刷 ホクエツ印刷株式会社 TEL. 03-5245-8821

*当財団会員の誌購読料は会費に含まれております。

定価 本体800円+税(送料共) ISBN978-4-88880-273-4 C2033

編集後記

昨年イギリス・ケンブリッジでエンジニアとして働く中国人の友人が、先日パリに出張して一風堂でラーメンを食べた、という満面の笑みをたたえた写真をSNSに投稿した。思わず私は「なんか世界がつながっている」とコメントした。そのコメントに対して友人も「なんか、ね」との返事だった。そこに通じ合える「何か」を感じて、心が和んだ。(伊藤)

*購読のお申し込み先

政府刊行物東京サービスステーション

東京官書普及株式会社 通信販売課

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-2

TEL. 03-3292-3701 FAX. 03-3292-1670

下記ホームページからもお申し込みになれます。

URL: <http://www.tokyo-kansho.co.jp>

変化する中国経済を基本から理解するための図表を中心としたデータ集

中国経済 データハンドブック

China Economic Data Handbook
2018年版

対中ビジネス企画の必需品

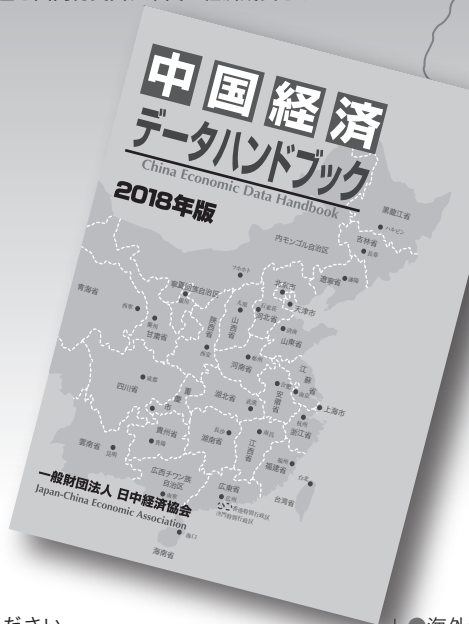
1992年発刊以来、対中ビジネスを担う日本企業の戦略スタッフの必携書という評価をいただいています。18年版は各項目とも最新のデータを追加。組織人事のページも第13期全人代第1回会議の結果を反映しました。

A4判176ページ・本文2色刷・一般財団法人日中経済協会 2018年8月30日発行
定価 本体4,000円(税別) / 会員価格 本体3,000円(税別)
ISBN978-4-88880-262-8

〈主な内容〉

- I 概況 政治・経済基本データ一覧、一級行政区概況、人口、主要都市の月別平均気温と年間降水量、祝祭日とその他の記念日
- II 政治体制 政治機構図、中央組織人事、國務院組織人事、共産党の党大会及び中央委員会全体会議の開催状況、全国人民代表大会の開催状況、国家指導者及び対外経済関係部門指導者の略歴、地方人事、主要経済関連政府機関組織人事
- III 2017年の経済
- IV 2018年の経済
- V 第13次五カ年計画他 第13次五カ年計画の概要・主要指標・主要重点項目、改革の全面深化の決定(概要)、依法治国の全面推進の決定(概要)、中国製造2025(概要)
- VI 国内経済 国内総生産と国内総支出、中国の経済成長とトピッ

- クス、日本・中国・米国の主要指標比較、農業、工業、商業、中国の企業、エネルギー、運輸・通信、固定資産投資、労働・賃金、物価、財政・金融、省エネルギー・環境保護、高齢化対応
- VII 地域経済 省・直轄市・自治区経済データ、主要都市経済データ、東・中・西・東北地区経済指標比較、投資誘致地区の種類と概要、各種開発区・税関特殊監督管理区域名称一覧、新型都市化
- VIII 対外経済 貿易、投資、国際収支
- IX 日中経済 貿易、直接投資、日本の対中経済協力、日中長期貿易取決め(LT)契約状況、邦銀の中国支店・現地法人、在留邦人数
- X 法制度 中国の法令類、中国の主要法令一覧
- XI 巻末 日中政府間協定等、日中基本四文書等、中国関係大事記、在日本中国経済関係機関連絡先など



日中経協ならではの
信頼のデータ集
全国の書店にて
好評発売中!

●ご購入は下記にお申し込みください。

東京官書普及株式会社

政府刊行物東京サービス・ステーション

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 1-2 Tel.03-3292-2746 Fax.03-3292-1670

下記ホームページからお申し込みになれます。

URL <http://www.tokyo-kansho.co.jp>

●最寄りの書店でもご購入できます。

●海外からの注文、購入をご希望の方は下記にお申し込みください。

株式会社 OCS

海外生活サポートサービス

Tel.03-5534-7965

下記ホームページからお申し込みください。

URL <https://www.ocs.co.jp>

※賛助会員は会員価格でお求めになれますので日中経済協会総務部までご連絡ください。Tel.03-5226-7351 Fax.03-5226-7221



Smart Challenge TEDA

美しい世界都市へ。天津

Beautiful New World, Tianjin

中国経済の新たな中核として 期待が高まる天津濱海新区とTEDA

「京津冀(北京市・天津市・河北省)協同発展戦略」により今、
TEDAはさらなる発展と充実が期待されています。

TEDA:天津経済技術開発区
(Tianjin Economic-Technological Development Area の英字略称です)



天津経済技術開発区 日本事務所

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-4-7 アトム麹町タワー 4階
Tel. 03-3221-8298 E-mail:liuy@tedajp.com

一般財団法人 日中経済協会
JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION
定価 本体 800 円+税

ISBN978-4-88880-273-4
C-2033 ¥800E



9784888802734



1922033008008